

第3章

国益と世界全体の利益を増進する外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	182
第2節	日本の国際協力（開発協力と地球規模課題への取組）	243
第3節	経済外交	267
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	295



第1節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

1 安全保障に関する取組

(1) 日本を取り巻く安全保障環境

現在、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。日本の周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展している。軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっており、力による一方的な現状変更の試みもこれまで以上に見られる。また、国際社会では、一部の国家が、独自の歴史観・価値観に基づき、既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きを見せるなど、インド太平洋地域を中心にパワーバランスの歴史的な変化と地政学的競争が激化している。2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略も継続している。また、海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が見られ、これにより航行の自由や上空飛行の自由の原則などが不当に侵害される状況が生じている。

このような中、領域をめぐるグレーゾーン事態や、民間の重要インフラなどへの国境を越えたサイバー攻撃が発生している。また、偽情報等の拡散を含む情報操作などを通じた、認知領域における情報戦が恒常的に生起している。有事と平時の境目がますます曖昧になってきた中で、安全保障の対象は、経済、技術など、これまで非軍事的とされてきた分野にまで拡大し、軍事と非軍事の分野の境目もまた曖昧になっている。さらに、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロへの対応は、引き続き国際社会にとっての重大な課題である。こういった動き

を踏まえ、様々な分野における安全保障政策に係る取組の強化が必要となっている。

2022年12月に日本政府が国家安全保障会議及び閣議において決定した新たな「国家安全保障戦略」では、安全保障に係る様々な施策（反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化、総合的な防衛体制の強化、防衛装備移転三原則及び運用指針を始めとする制度の見直しの検討、能動的サイバー防御の導入や実施のための体制の整備、海上保安能力の大幅な強化と体制の拡充、経済安全保障政策の促進など）が打ち出される中、安全保障に関わる総合的な国力の主要要素の一つとして、まず外交力が掲げられた。引き続き、同戦略に基づき、危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出するために力強い外交を展開していく。

また、「国家安全保障戦略」にもあるとおり、防衛装備品の海外への移転は、日本にとって望ましい安全保障環境の創出、国際法に違反する侵略などを受けている国への支援などのための重要な政策的手段となる。こうした観点から、幅広い分野の防衛装備品を移転可能とすると同時に、移転に係る審査をより厳格に行うため、2023年12月に防衛装備移転三原則及び運用指針の一部改正を行い、運用指針については2024年3月にも一部改正を行った。また、日本、英国及びイタリアによる次期戦闘機の共同開発プログラムであるグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）⁽¹⁾については、このプログラムを管理・運営する国際機関を設立するため、

(1) GCAP（ジーキャップ）：Global Combat Air Programme

2023年12月に日英伊の間でGCAP政府間機関（GIGO）⁽²⁾の設立に関する条約に署名し、2024年12月に同条約が発効した。

さらに、政府安全保障能力強化支援（OSA）を2023年に創設し、同志国の軍等に対して資機材の供与やインフラ整備等の協力を行っている。インド太平洋地域を中心に対象国を拡大しており、2025年末までに10か国に対する支援を決定している。

サイバー安全保障に関しては、情報収集・分析能力を強化するとともに、能動的サイバー防御の実現に向けてサイバー対処能力強化法及び同整備法が2025年5月に成立し、公布された。同法に基づき、官民が連携し、より早期かつ効果的にサイバー攻撃を把握し対応するとともに、サイバー攻撃による重大な危害防止等のためのアクセス・無害化措置の実施が可能となる。

(2) 平和安全法制の施行及び法制に基づく取組

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、力強い外交を推進し、平和で、安定し、繁栄した国際環境を創出していくことが重要である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とし、また、国際協調主義に基づき国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することが重要であり、そのための国内法制として平和安全法制が2016年3月に施行された。

平和安全法制の施行後、米国を始めとする関係国との間で様々な協力が行われており、日米同盟はかつてないほど強固になり、日本は地域や国際社会の平和と安定に一層寄与するようになった。例えば、米軍などに対しては2017年から2024年末までの間、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動や共同訓練の機会に、計150回の警護を実施した。さらに、国連平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動への協力についても活動が拡充された。

このように、平和安全法制の施行以来、米国のみならず様々な国との協力が深化している。今後も、国民の命や平和な暮らしを守り抜くため、外務省としても、各国との相互協力の更なる進展に資する外交関係の維持・発展に努めていく考えである。

(3) 領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海を断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然としてかつ冷静に対応するとの考えの下、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法な行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見を活用しつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

2 日米安全保障（安保）体制

(1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさと複雑さを増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力・対処力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）及び平和安全法制の下で、

日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、ミサイル防衛、サイバー、宇宙、情報保全などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。同時に、これらの取組を進めつつ、普天間飛行場の移設や在沖縄米海兵隊約9,000人のグアムなどへの国外移転を含む在日米軍再編についても、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

(2) GIGO（ジャイゴ）：GCAP International Government Organisation

(2) 日米安保各論

ア 日米安保・防衛協力の概観

2015年に策定された日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）⁽³⁾などを通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を重ねてきている。

2月にワシントンD.C.を訪問した石破総理大臣はトランプ大統領と日米首脳会談を行った。両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を高め、日米が直面する地域の戦略的課題に緊密に連携の上、対処していくことで一致した。また、石破総理大臣から、日本の防衛力の抜本的強化への揺るぎないコミットメントが表明され、トランプ大統領はこれを歓迎した。さらに、トランプ大統領は、米国による核を含むあらゆる能力を用いた、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを強調した。加えて、両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。

10月には、高市総理大臣が訪日中のトランプ大統領と日米首脳会談を行った。両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくため、幅広い安全保障協力を進めていくことで一致した。高市総理大臣は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境において、これまで一貫して防衛力の抜本的強化の必要性を訴えてきており、就任直後から行動に移していると述べ、日本として主体的に防衛力の抜本的強化と防衛費の増額に引き続き取り組んでいく決意を表明した。トランプ大統領からは、日本が防衛力を大幅に強化していることを承知していると言及があった。同日、茂木外務大臣は、ルビオ国務長官と日米外相会談を行った。両外相は、日米間で、具体的な安全保障協力を進め、日米同盟の

抑止力・対処力を強化していくことで一致した。

また、2025年も米国国防当局高官との人的往来が継続的に行われた。1月にヒューストン海軍原子力推進機関部長、3月にスミス海兵隊総司令官、3月及び10月にヘグセス長官、6月にリード輸送軍司令官及びラッドインド太平洋軍副司令官、7月にメインク空軍長官、9月にパパロインド太平洋軍司令官、10月にドリスコル陸軍長官、11月にコードル海軍作戦部長が訪日した。

日米拡大抑止協議（EDD）⁽⁴⁾における拡大抑止⁽⁵⁾に関する議論も継続して行われている。EDDは2010年に設立され、日米安全保障・防衛協力の一つとして、地域の安全保障情勢、日米同盟の防衛態勢、核及びミサイル防衛政策並びに軍備管理について意見交換した上で、日米同盟の中核にある拡大抑止を維持し、強化する方策について率直な議論を行い、相互理解を深める場として機能している。日米両政府は、6月ルイジアナ州シュリーブポートのバークスゲール空軍基地において、日米拡大抑止協議（EDD）を実施した。

イ ミサイル防衛

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、弾道ミサイル防衛（BMD）システムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るため、万全の態勢をとっている。また、極超音速兵器を含む新たな経空脅威への効果的な対処を図るための取組も進めており、2023年8月の日米首脳会談の際、GPI（Glide Phase Interceptor：滑空段階迎撃用誘導弾）の共同開発の開始決定を発表した。同年5月には、GPIの共同開発に関する事業取決めが署名され

(3) ACM：Alliance Coordination Mechanism

(4) EDD：Extended Deterrence Dialogue

(5) ある国が有する抑止力をその同盟国などにも提供すること。日本は、日本自身の抑止力を有するとともに、同盟国である米国から拡大抑止の提供を受けている。

た。2024年4月の日米首脳共同声明において、日米豪間での「ネットワーク化された防空面におけるアーキテクチャーに関して協力するビジョン」を発表するなど、日米両国はミサイル脅威への対処などに関する情報共有の在り方を検討している。

ウ サイバー

日米首脳は2月、AI及び情報共有を深化するための安全かつ強靱なクラウドサービスなどの新技術の活用によるものを含む、サイバー空間の分野における二国間の安全保障協力を拡大する意図を有することを表明した。その後、6月、両国は第10回日米サイバー対話を開催した。同サイバー対話では、日米両国の政府横断的な取組の必要性を踏まえ、日米双方の幅広い関係者が、両国におけるサイバー政策、二国間協力、国際場裡における能力構築支援を含む協力及び悪質なサイバー活動への対応など、サイバーに関する日米協力について幅広く議論した。

日米両国は、日米サイバー対話などの枠組みを通じ両国の関係者が幅広い分野における日米協力について議論し、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進し、サイバーに関する協力を引き続き行っている。

エ 宇宙

2023年1月の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）では、宇宙関連能力に係る協力の深化にコミットするとともに、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認した。日米両国は、宇宙領域把握情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力、極超音速滑空体（HGV）などを探知・追尾する衛星コンス

テレション⁽⁶⁾に関する協力など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。

オ 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は、情報保全に係る協力を強化するため、引き続き協議を行っている。

(3) 在日米軍再編

政府は、上記のような取組を進めながら、普天間飛行場の辺野古移設を含む在日米軍再編を着実に進め、沖縄を始めとする地元の負担軽減と在日米軍の安定的駐留のための施策に引き続き全力で取り組んでいく。

2024年7月の日米「2+2」共同発表においても、このような在日米軍再編について、着実な実施への確固たるコミットメントを改めて表明した。同発表では、地域における安全保障上の課題の増大に対処し、将来これらの課題に対処するためにより適切な態勢をとる必要があることから、同盟の戦力態勢を最適化することの重要性を強調した。沖縄からグアムへの海兵隊要員の移転に関しては、同発表で2024年に開始されることが確認され、2024年12月14日、移転開始の対外発表が行われた。

特に、沖縄における土地返還の取組については、2017年12月に北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）が返還されたほか、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（沖縄統合計画）」に基づく返還が進められ、2020年3月、沖縄統合計画の中で「速やかに返還」とされている区域全ての返還が実現した。沖縄の本土復帰から50周年の節目となった2022年5月には、キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区について、返還に先立って、緑地公園として地元住民などの利用を可能にすることを日米間で合意し、2024年3月、緑地ひろばとして一般利用が開始された。また、2015年に返還されたキャンプ瑞慶覧の

(6) 衛星コンステレーション：一定の軌道上に多数の小型人工衛星を連携させて一体的に運用するシステム

は、地元の要望を踏まえ、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題への対応などにおいて、最大限の努力を払ってきている。在日米軍は、2024年7月に事件・事故再発防止策を発表して以降、これらを着実に実施しており、同年7月の日米「2+2」において、日米両国は、事件・事故に関する適時の情報の共有のために継続的に二国間で調整していくことの重要性を強調し、同盟協力の精神に基づき、容認することのできない事件や行為を防ぐために、在日米軍によって実施される取組を前向きに評価した。また、環境問題に関し、有機フッ素化合物(PFAS)及びポリ塩化ビフェニル(PCB)問題を含む二国間環境協力の強化について議論した。

外務省は、日米の相互理解の促進のため、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者の交流事業を含め、様々な取組を実施している。全国の在日米軍施設・区域においては、2020年度から米国国防省教育部(DoDEA)と共に、「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト(Student Educational Exchange and Dialogue(SEED) project)」を実施している。同事業は、日米の中高生が文化・教育交流を通じて相互理解を深めることを目的としており、周辺自治体及び在日米軍の協力も得つつ、日本各地の在日米軍施設・区域内の学校において継続的に実施している。これに加え、米軍施設・区域が集中している沖縄県においては、同県の高校生・大学生などが同盟国・米国のありのままの姿や国際社会における日本の役割を学ぶ機会を設け、日米の相互理解の増進を図ることを目的とする「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU: Think of Okinawa's Future in the United States)プログラムを2017年度から実施している。参加者は、東京、ワシントンD.C.及びニューヨークを訪問し、政府要人との意見交換や政府機関^{かん}などの視察を通じて、国際的な視点を涵養した。また、4月に沖

縄県において実施された事後報告会において、日米交流の更なる推進を進める4人の「日米交流学生大使」が任命され、フォローアップ事業などを通じた事業の効果拡大を図ってきている(188ページ コラム参照)。

(6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月の国連安全保障理事会(国連安保理)決議第83号の勧告に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部がソウル(韓国)に移されたことに伴い、日本に朝鮮国連軍後方司令部が設立された。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設置され、後方司令部長始め軍人4人の常駐ポストが存在しているほか、9か国の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として駐日各国大使館に常駐している。朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施設・区域を使用できる(ただし、国連軍の一部を構成する米軍の地位については、日米安全保障条約に従って行われる関連合意によって規律される。)。現在、朝鮮国連軍には、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、^{かてな}嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイト・ビーチ地区の7か所の使用が認められている。5月には、ブランソン国連軍・米韓連合軍・在韓米軍司令官による岩屋外務大臣への表敬が行われ、岩屋外務大臣から、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、国連軍・在韓米軍が果たしている役割を高く評価する、国連軍参加国による北朝鮮の違法な「瀬取り」⁽⁸⁾の警戒監視活動を始め、国連軍としての取組を支える国連軍後方司令部の活動に感謝すると述べ、さらに、インド太平洋の平和と繁栄には、日米同盟及び米韓同盟、そしてその戦略的連携が不可欠であり引き続き国連軍との関係を強化していきたいと述べた。

(8) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

コラム

COLUMN

日米交流学生大使

沖縄の高校生・大学生等が東京、ワシントンD.C.及びニューヨークを訪問し、政府要人との意見交換等を通じて日米の相互理解を深める「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU)¹プログラムにはこれまで約170人が参加しました。2025年には、TOFUコミュニティをより充実させるため、参加者の中から4人の「日米交流学生大使」を任命しました。このコラムでは、「学生大使」の声を紹介します。



TOFUプログラムに参加した学生
(3月、米国・ワシントンD.C.)

■ 安永 恵一さん

TOFUでは、日米関係に携わる専門家の方々との対話を通して、特に沖縄と米軍基地問題の多様な見方を知り、賛否だけでは語れない複雑さを実感しました。また、実際に日米の政府機関を訪れ、外交の現場に触れたことは大きな刺激となり、外交官の方々から文化や歴史を理解する姿勢の重要性を学び、将来は外交官として国際社会に貢献したいという夢が生まれました。訪米後は日米交流学生大使として、基地訪問や学生交流に参加し、国境を越えて協力を体感しています。TOFUは、日本の課題に向き合い意見を持つ重要性を教えてくれただけではなく、外交という新たな世界を知るきっかけとなりました。

■ 江田 ひろさん

TOFUに参加した理由は、名称が示す「アメリカで沖縄の未来を考える」という理念に強く惹かれたためです。私は、沖縄という自分にとって最も身近な地域に外側からも向き合う必要性を感じていました。プログラムでは、日頃訪れることのない政府機関を視察し、基地問題や外交課題について普段出会えない専門家と対話し、自らが疑問に感じていることを直接質問できる貴重な機会を得ました。また、多様な背景を持つ仲間の視点に触れながら議論を深めたことは大きな学びとなりました。帰国後は、沖縄で自分たちに何ができるかを話し合い、具体的な行動に移した経験から、背景を知った上での対話と協働が相互理解の基盤になることを実感しました。

■ 奥間 美月さん

米軍基地が町の8割を占める環境で育った私は、日米関係の実態を直接理解し、沖縄の未来に貢献したいという思いからTOFUに参加しました。日米両国の政府機関関係者から日米同盟や沖縄の現状について何う中で、グローバルな視点から物事を捉える重要性を学び、外交において“人と人との交流”が果たす大きな役割を実感しました。さらに、参加メンバーとの交流、現地校の訪問、沖縄出身で活躍されているの方々との出会いを通じて多くの刺激を受けました。国内外での研修を経て得た学びを沖縄の未来を考える次の行動につなげるため、このプログラムで築いた繋がり^{つな}を大切にしつつ、今後も自分に何ができるのかを考えていきます。

■ 尚 瑠美さん

フェンスの向こうには何で入れないのかな？初めて疑問に思ったのは幼稚園の時でした。そこで日本が戦争でアメリカに負けて、沖縄に大きな基地ができたことを知りました。TOFUで渡米するまではアメリカは強く、無敵だと思っていました。しかし、アーリントン国立墓地を訪れて、戦勝国にも広大な敷地を埋め尽くすほどの戦没者がいることを知り、これまで自国の戦没者について学ぶことはあっても、アメリカの戦没者のことを考えたことがないことに気づきました。「アメリカから沖縄の未来を考える」という新しい視点のプログラムのおかげで、何事においても相手側の視点や事実^{おろそ}を疎かにしてはいけないと学ぶことができました。

1 TOFU : Think of Okinawa's Future in the United States

コラム

COLUMN

「横須賀基地周辺夜間巡回パトロール」の30年

在日米軍横須賀海軍施設を擁する神奈川県横須賀市では、平成6年から30年以上にわたって、中心市街地の夜間巡回パトロールが行われています。この活動は、地元町内会のみならず、多くの関係者が参加するようになり、着実にその輪が広がっています。ここでは、活動を率いてきた大滝町会（地縁法人）会長の上田^{しげる}滋氏の声を紹介します。

■横須賀市大滝町会（地縁法人）会長 上田 滋

私たちの地元は米海軍横須賀基地に隣接しています。

平成6年（1994年）、地元3町内会が協力し、より安全・安心な住みやすい街づくりの一環で夜間パトロールをしようということになり、毎月第3金曜日に行くことにしました。街行く人々に「こんばんは、気をつけて」と声をかける挨拶を活動の主眼としました。最初は10人から15人程度の参加でしたが、挨拶をする以上、お酒を飲んでから参加するのはやめよう、と決めました。

平成17年（2005年）、清掃活動も一緒に行くことにしました。不満の声が出るのではないかと心配しましたが、いざ開始すると、皆さん気持ちよく協力してくれました。

ちょうどこの時期に、米海軍と海上自衛隊からボランティアとして参加したいとの話がありました。多くの人々が参加すれば、活動の大きな推進力になります。米海軍、海上自衛隊、横須賀警察署、横須賀市役所、神奈川県、南関東防衛局、市民ボランティアのガーディアン・エンジェルズ、地元町内会、外務省など、参加者は増加し、毎回50人を超えています。

当初、街行く人々は、我々を見てびっくりしていましたが、最近では「ありがとう、ご苦労さん」と声をかけてくれます。毎月の活動を通して様々なグループが肩を抱き合うような仲間となり、笑顔で活動を楽しんでいます。挨拶と清掃活動は非常にわかりやすい活動です。最後に振り返って、汚れていた街がきれいな街に変化していることを実感すると、とてもうれしくなります。

ある年、当時の米海軍横須賀基地の副司令官が1年間、1回も休まず参加し、先頭で清掃活動を率いてくれました。毎回の分別作業で一番多くの収穫を達成していたのは、この副司令官でした。彼が昼休みにも基地周辺で清掃活動を始めると、職員が皆で参加してくれるようになったそうです。彼から異動の知らせを聞いた私たちは、誰ということなく「送別会をしよう」ということになり、各々がプレゼントを持って集まりました。「1年間皆さんと一緒に活動ができて、本当に楽しかった」、「私は横須賀市民です」と彼が挨拶したことを今でも覚えています。



夜間巡回パトロールに参加したメンバーでの集合写真

この活動を通じて多くの仲間と知り合うことができました。顔の見える仲間との関係を育んでいくことは、街の安心・安全につながると実感しています。2025年8月には、横須賀に寄港した英空母打撃群を構成する英海軍・ノルウェー海軍の関係者も我々の活動に参加してくれました。欧州関係者が参加したのは初めてのことで、横須賀を舞台に、こうして信頼関係が着実に拡大していることを心強く感じています。この活動を次の30年に繋いでいくことが大切だと思います。

3 グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

国際社会では、インド太平洋地域を中心に、歴史的なパワーバランスの変化が生じている。この地域に安全保障上の課題が多く存在する中で、日本自身の防衛力を抜本的に強化するとともに、同盟国・同志国などと連携していく必要があり、特に、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することはこれまで以上に重要である。このような観点から、日本は、各国との二国間及び多国間の安全保障協力の強化に積極的に取り組むなど、日本にとって望ましい安全保障環境を能動的に創出するための外交を展開している。

オーストラリアとは、首脳及び外相レベルで、両国の「特別な戦略的パートナーシップ」を更なる高みに引き上げ、また、同志国連携の中核として「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向け、先導的役割を果たしていくことで一致している。9月に実施した第12回日豪外務・防衛閣僚協議(「2+2」)では、2022年に発出した「安全保障協力に関する日豪共同宣言」⁽⁹⁾に沿って、共同の抑止力の強化に向けた協力を更に発展させていくとともに、戦略的評価を共有しつつ、両国の主権及び地域の安全保障の利益に影響を及ぼし得る潜在的な緊急事態に関する外務・防衛当局間の議論を活性化していくことで一致した。2023年に発効した日豪部隊間協力円滑化協定の下、「タリスマン・セイバー25」や「オリエント・シールド」を始めとした40件以上の活動が行われるなど、運用協力・共同訓練が拡大しているほか、オーストラリア海軍の次期汎用フリゲートに、日本の「もがみ」型護衛艦の能力向上型が選定されるなど、防衛装備・技術協力も深化している。また、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶との「瀬取り」⁽¹⁰⁾を含む違

法な海上活動に対して、駆逐艦「シドニー」が5月中旬から下旬に、また、航空機が3月下旬から4月中旬及び10月上旬から中旬に警戒監視活動を実施した。

ニュージーランドとは、安全保障を始めとした多くの分野で「戦略的協力パートナーシップ」を強化していくことで一致している。12月には東京で物品役務相互提供協定(ACSA)及び情報保護協定に署名するなど、安全保障協力を深化させる具体的な取組が進展している。また、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、補給艦「アオテアロア」が11月上旬から中旬に、また、航空機が4月下旬から5月下旬及び11月上旬から下旬に警戒監視活動を実施した。

インドとは、首脳及び外相レベルで、両国の「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の更なる発展のため、安全保障を含む幅広い分野で両国の関係を一層多様化・深化させることで一致している。8月には、石破総理大臣が訪日中のモディ首相と首脳会談を行い、両首脳は2008年に発表した「日印安全保障協力に関する共同宣言」を改定するとともに、インド海軍への「艦艇搭載用複合通信空中線(ユニコーン)」の早期移転実現に向けて後押ししていくことで一致した。また、重要物資のサプライチェーン強^{びな}靱化を始めとする両国の連携を強化するために、日印で「経済安全保障イニシアティブ」を立ち上げた。両首脳は、インド太平洋地域ひいては国際社会の平和と安定の実現という共通の目標に向け、日印でより大きな責任を果たしていくことを確認した。

韓国とは、厳しさを増す現下の戦略環境において、日韓両国が連携して対応するため、安全保障分野についての戦略的な意思疎通を続けていくことを確認している。また、現下の戦略環

(9) 2022年10月の日豪首脳会談で署名された日豪安全保障協力の今後10年の方向性を示す文書

(10) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

境において日韓関係が重要であるとの認識の下、様々な国際会議などの機会も活用しつつ、首脳、外相、防衛相、国家安全保障局長などの間で会合を行い、北朝鮮への対応を含め、引き続き、日韓、日米韓で緊密に連携することを確認している。さらに、2024年6月及び11月に続き、2025年9月に3回目を実施した複数領域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」や、その他の3か国による共同訓練（2025年1月、3月、4月、6月及び7月）を含め、地域の安全保障上の課題に対応するための更なる3か国協力を推進している。また、2023年12月、2024年3月及び9月並びに2025年8月には、北朝鮮サイバー脅威に関する日米韓外交当局間作業部会を実施し、サイバー分野における対応を含め、引き続き緊密に連携することを再確認した。

「強化されたグローバルな戦略的パートナー」である英国とは、2023年10月に発効した日英部隊間協力円滑化協定が適用される形で防衛協力が進んでおり、8月には、英国空母「プリンス・オブ・ウェールズ」を旗艦とする英国空母打撃群（CSG25）が日本に寄港した。その際には、英国軍からの要請に基づき、海上自衛隊護衛艦が英空母「プリンス・オブ・ウェールズ」などに対し、英国軍に対しては初となる防護を実施した。また、9月には航空自衛隊F-15戦闘機などが初めて英国に寄航し、両国のアセット派遣を通じた協力が更に進展した。また、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、哨戒艦「スぺイ」が6月上旬に、また、CSG25の一艦であったフリゲート「リッチモンド」が9月上旬から中旬に警戒監視活動を実施した。6月には、日本、英国及びイタリアが共同開発を進めるグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）の機体設計及び開発を担う合弁会社「エッジウィング」が英国に設立された。

「特別なパートナー」であるフランスとの間でも、日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）や日仏サイバー協議における議論、フリゲート艦の寄港、共同訓練などの実績が積み重なっている。5月にパリで開催された日仏外相会談にお

いて、両外相は、インド太平洋地域における安全保障分野での日仏協力を高く評価するとともに、引き続き緊密に協力していくことで一致した。11月に実施された日仏外相会談においても、価値や原則を共有する「特別なパートナー」としての連携を確認した。また、同月に実施された日仏首脳による意見交換においては、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分との認識の下、両首脳は、価値や原則を共有する「特別なパートナー」である日仏両国が、引き続き安全保障、経済、経済安全保障、宇宙などあらゆる分野で引き続き緊密に協力していくことで一致した。加えて、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、フランス軍の艦艇が2月中旬及び10月下旬に、また、航空機が10月中旬から11月中旬に警戒監視活動を実施した。

ドイツとは、2024年7月に日独物品役務相互提供協定（ACSA）が発効し、同年は両国の間でアセット派遣や共同訓練が行われた。2025年9月には航空自衛隊F-15戦闘機などが初めてドイツに寄航するなど、アセット派遣を通じた協力が更に進展した。日独両国はこうした協力の進展を歓迎しており、6月のG7カナダスキス・サミットの機会における日独首脳会談及び同月の石破総理大臣とシュタインマイヤー大統領との会談、8月の第1回日独外相戦略対話、11月のG20ヨハネスブルグ・サミットの機会における日独首脳会談などを通じ、日独両国が安全保障分野において一層協力を強化することで一致した。

イタリアとの間では、2024年6月のG7プリア・サミットの機会に首脳間で発表された「日伊アクションプラン」に基づき、防衛分野の協力が進展した。また、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、3月から4月にかけて日本に寄港したフリゲート艦「アントニオ・マルチェリア」が4月下旬に警戒監視活動を実施した。9月には、2024年11月に岩屋外務大臣とクロセット国防相との間で署名が行われた日伊物品役務相互提供協定（ACSA）が発効した。

インド洋と太平洋の結節点という地政学的要

衝に位置し、世界の「成長センター」となっている東南アジアの安定と繁栄は、インド太平洋地域及び国際社会全体の平和と繁栄にとっても極めて重要である。フィリピンとの間では、9月に日・フィリピン部隊間協力円滑化協定(RAA)が発効し、翌10月、フィリピンで実施した日比人道支援・災害救援共同訓練及びセブ州沖地震を受けての自衛隊機による支援物資の輸送に早速適用された。また、2026年1月には物品役務相互提供協定(ACSA)が署名された。東南アジア諸国に対しては、海洋における法の支配の確保の観点からも継続して実施している海上保安機関への海上保安能力向上のための支援に加え、政府安全保障能力強化支援(OSA)を通じた協力も強化している。これまでマレーシアへの無人航空機(UAV)及び救難艇の引渡しを実現したほか、インドネシアへの高速警備艇、フィリピンへの複合艇の供与などを決定した。2025年度は更に対象国の拡大を進めている。

インド太平洋地域における重要な「戦略的パートナー」であるカナダは、6月、GDPの2%の国防費支出目標を2032年から2025年度中に前倒して達成すると発表した。あわせて、93億加ドルの国防費への追加支出を発表し、2025-26年度の国防関連予算を627億加ドルに増額した。その後、同月にハーグで開催されたNATO首脳会議に出席したカーニー首相は、国防費支出目標を2035年度までにGDP比で5%の支出を行う計画を発表した。また、日加間では、2022年に両国間で発表した「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)に資する日加アクションプラン」に基づき、安全保障分野における協力が着実に進展している。例えば、日加で交渉を進めてきた情報保護協定は、2025年3月の日加外相会談で実質合意が発表され、7月に訪日したアナン外相と岩屋外務大臣との間で署名され、2026年1月に発効した。また、日加防衛装備品・技術移転協定については、6月の日加首脳会談で実質合意が発表され、2026年1月に署名されるなど、日加間の安全保障上の協力を深化させる取組が進展してい

る。また、2025年9月には航空自衛隊F-15戦闘機などが初めてカナダを訪問したほか、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、カナダ軍は、艦艇及び航空機を派遣し、警戒監視活動を行うなど、日加防衛当局間の相互連携も進展した。

北大西洋条約機構(NATO)とは、4月にルッテNATO事務総長が就任後初めて訪日し石破総理大臣と会談した際に共同声明を発出し、日本とNATOのパートナーシップが欧州・大西洋及びインド太平洋地域の双方にとって戦略的に重要であることを確認した。同月に開催されたNATO外相会合には岩屋外務大臣が出席し、日本の外務大臣による出席は4年連続となった。6月のNATO首脳会合においては、岩屋外務大臣がルッテ事務総長と会談し、日・NATO間の防衛装備・産業対話の立上げを含め、様々な分野で日・NATO協力を更なる高みに押し上げるため連携していくことで一致した。さらに、同首脳会合の際に開催されたルッテ事務総長とインド太平洋パートナー(IP4:日本、オーストラリア、ニュージーランド及び韓国)の会合では、NATOのインド太平洋への関与拡大及びNATOとIP4との具体的協力の重要性を確認した。12月の高市総理大臣とルッテ事務総長との電話会談では、具体的協力を通じて協力関係を新たな高みに押し上げていくため、共に働いていくことで一致した。

欧州連合(EU)とは、2024年11月に第1回日・EU外相戦略対話を実施し、日・EU安全保障・防衛パートナーシップを公表した。これにより日本はEUにとってインド太平洋地域において最初に同パートナーシップを公表した相手国となった。2025年4月、第2回日・EU外相戦略対話を実施し、岩屋外務大臣とカラスEU外務・安全保障政策上級代表は、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識を改めて共有するとともに、防衛産業分野、海洋安全保障、サイバー、宇宙、ハイブリッド戦への対応等における具体的な協力及び対話を強化していくことで一致した。

中国との間には、日本固有の領土である尖閣諸島周辺海域での中国海警局に所属する船舶による領海侵入、十分な透明性を欠いた軍事力の広範かつ急速な増強や日本周辺海空域における中国軍の活動の拡大・活発化など、様々な懸念が存在している。引き続き首脳会談や外相会談などのハイレベルの機会も活用して、中国側に対して主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めていく。中国の軍事動向は日本にとって深刻な懸念事項であり、日中安保対話などの安全保障分野の対話や交流のチャネルの重層的な構築に努め、政策面での意思疎通を図り、また、日本の懸念を伝達し、国防政策や軍事力に係る透明性の向上や日本を含む地域と安全保障環境に資する具体的な行動の改善を働きかけている。2018年に運用開始された日中防衛当局間の海空連絡メカニズムは、相互理解及び相互信頼の増進や不測の衝突の回避を目的としており、2023年5月には、同メカニズム下でのホットラインの運用が開始された。

中東地域の平和と安定は、日本を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、日本の原油輸入の約9割を依存する同地域において、日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。2019年12月には、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全確保のため、日本独自の取組として、(ア) 中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、(イ) 関係業界との綿密な情報共有を始めとする航行安全対策の徹底及び(ウ) 情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について閣議決定し、2020年1月から中東の海域における情報収集活動を継続して実施している。また、ヨルダンとの間で、2025年11月にサイバーセキュリティ分野に関する協力覚書に署名した。さらに、2023年5月には、アラブ首長国連邦との間で、中東地域の国との間では初となる防衛装備品・技術移転協定に署名し、2025年1月に同協定が発効した。

これらに加え、日本は地域における多国間の

枠組み、中でも東南アジア諸国連合（ASEAN）が中心的な役割を担う地域協力枠組みである東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）などへの積極的な参加・貢献を通じて、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。この中でもARFは、対話と協力を通じた信頼醸成や予防外交の促進などによりアジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的とする枠組みであり、北朝鮮やEUといった多様な主体が参加している。7月には、32回目となるARF閣僚会合が開催され、東シナ海・南シナ海、台湾、北朝鮮、ミャンマーなどの地域・国際情勢を中心に意見交換を行った。また、日本は、これまで海上安全保障、不拡散・軍縮、テロ・国境を越える犯罪対策、災害救援及びサイバーセキュリティの全ての会期間会合（ISM）において共同議長国を務めるなど、積極的に貢献している。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見交換の場として、政府間協議（トラック1）のみならず政府関係者と民間有識者双方が出席する枠組み（トラック1.5）も活用するなど、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図り、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

(2) サイバー

今日、国境を越えるサイバー空間は、世界各国のあらゆる活動に不可欠な社会基盤となり、全国民が参画する「公共空間」としてその重要性及び公共性がますます高まっている。一方、昨今の地政学的緊張を反映した国家等との競争が展開される中で、サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、他国の選挙への干渉、身代金の要求、機微情報の窃取などは、国家を背景とした形でも平素から行われている。

外務省は、このような認識の下、自由、公正かつ安全なサイバー空間を実現するために、法の支配の推進、攻撃を抑止するための取組及び同志国への能力構築支援の実施並びにこれらに関する情報交換・政策調整のための関係国・機関とのサイバー協議などの活用といった様々な

外交活動を行っている。

法の支配の推進のための取組として、国連での約四半世紀にわたる議論を通じ、国連において既存の国際法がサイバー空間に適用されることが確認され、2015年に11項目の責任ある国家の行動規範⁽¹¹⁾が採択された。この行動規範そのものは国際法上の法的拘束力を有するものではないが、国連加盟国がコンセンサスで採択したものであり、サイバー空間におけるルールの基盤となっているため、各国がこれら規範を具体的に実践し、国家実行を積み重ねていくことが重要である。このような認識の下、日本は、2021年から2025年までを会期として国連全加盟国が参加して行われたオープン・エンド作業部会（OEWG）において、関連の議論に積極的に参加し、2025年7月に開催された最終会合では、サイバー空間において国連憲章を含む国際法が適用されることを改めて確認するとともに、OEWG終了後の将来のメカニズムの在り方を含む最終報告書がコンセンサスで採択され、12月には同報告書を支持する国連総会決議がコンセンサスで採択された。また、既存の国際法がどのようにサイバー空間に適用されるかについて、各国が基本的な立場を明らかにすることも重要である。日本は2021年に立場を公表している⁽¹²⁾ほか、基本的な立場を明らかにする重要性を様々な場で訴えている。

攻撃を抑止するための取組として、日本はサイバー攻撃主体に対する非難や懸念を公に表明する「パブリック・アトリビューション」を実施してきている。2025年1月には北朝鮮による暗号資産窃取及び官民連携に関する日米韓共同声明を発出し、8月には一般に「ソルトタイフーン（Salt Typhoon）」と呼ばれるサイバー攻撃グループの攻撃手法を技術的に説明した米国作成の国際アドバイザー（注意喚起）の共同署名（日米を含む13か国の当局が署名）に加

わり、これを公表するなど、同盟国・同志国と連携して取り組んでいる。

サイバー空間のボーダーレスな性質に鑑みれば、他国及び地域の能力を向上させることが日本を含む世界全体の安全を守ることにつながるとの考えから、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」実現のための要であるASEANを中心に、国際機関を通じた取組を含め、外務省を含む関係省庁が能力構築支援を実施している。具体的には、日・ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）における研修の実施、関係省庁による研修・機材供与、独立行政法人国際協力機構（JICA）による課題別研修・国別研修の実施や世界銀行の「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」への拠出、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）が米国や欧州政府と共催で実施する「インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」などが挙げられる。

サイバー空間におけるこれらの取組を進める上で、関係国・機関とのサイバー協議などの活用は非常に重要である。日本は多くの国・地域等とサイバー協議などを通じて国際連携を推進しており、2025年は、日米、日豪（オーストラリア）、日米韓、日ブラジルといった枠組みでの政府間協議などを実施した。また、日米豪印では、2022年5月の首脳会合で発表した「日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ」の下、重要インフラのサイバーセキュリティやインド太平洋地域における能力構築支援の協力などに取り組んでいる。このほか、急速に脅威が増大しているランサムウェア⁽¹³⁾に対処するための多国間枠組みである、「カウンターランサムウェア・イニシアティブ」や英国及びフランスが主催する商業的サイバー侵入能

(11) 2015年、サイバーセキュリティに関する国連政府専門家会合（GGE）において、国家による責任ある行動に関する拘束力のない自発的な規範11項目を記載した報告書が採択された。

(12) 日本の立場については、外務省ホームページ参照：
https://warp.ndl.go.jp/web/20240702065251/https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_003059.html

(13) 身代金目的のサイバー攻撃

(12)



力の拡散と無責任な使用に対抗する枠組みである「Pall Mall Process」における議論にも積極的に参加している。

こうした外交活動を通じ、今後も自由、公正かつ安全なサイバー空間の実現に貢献していく。

(3) 国際的な海洋秩序の維持・発展

日本は、四方を海に囲まれ、長い海岸線と広大な排他的経済水域（EEZ）とに恵まれた国であり、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げてきた海洋国家である。力ではなく、航行及び上空飛行の自由を始めとする法の支配に基づく海洋秩序に支えられた「自由で開かれた海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠である。こうした考えの下、2023年4月に策定された第4期海洋基本計画や2024年4月に策定された海洋開発等重点戦略を踏まえ、領海などにおける国益の確保に加え、国際的な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を政府一体となり推進してきており、同盟国・同志国などと協力しながら、FOIPの実現に向け、特に、重要なシーレーンが位置するインド太平洋地域の海洋秩序のための取組を進めている。

ア 基本的な考え方

海洋をめぐるっては、特に、アジアにおいて、国家間の摩擦によって緊張が高まる事例が増えている。2023年3月には、インド世界問題評議会（ICWA）において、岸田総理大臣がFOIPのための新たなプランを紹介する中で、安倍総理大臣が2014年に表明した「海における法の支配の三原則」の重要性を改めて強調した。これらを踏まえ、日本は各国と連携しつつ、国際的な海洋秩序の維持・発展に向けて取り組んでいる（22ページ 第2章第1節参照）。特に、同盟国・同志国とはあらゆるレベルで海洋秩序の重要性を確認してきており、2025年3月にシャルルボワ（カナダ）で開催されたG7外相会合では、「海洋安全保障及び繁栄に関するG7外相宣言」が発出された。

イ 国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約を根幹とした海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、国際社会全体における海洋に係る活動の円滑な実施の礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会合を含む関連国際機関での議論や海洋法秩序の安定に向けた発信に積極的に貢献している（232ページ 6. (2) 参照）。

ウ 日本の主権・海洋権益に対する挑戦への対応（東シナ海情勢：40ページ 第2章第2節2 (1)イ(エ)参照）

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船の接続水域内における年間確認日数が2025年には357日となり過去最多を更新し、3月には領海侵入時間が過去最長の92時間8分となった。また、領海に侵入した中国海警船が日本漁船に近づこうとする事案も繰り返し発生しているほか、5月には中国海警船搭載のヘリコプターが日本領空を侵犯する事案が発生するなど、依然として情勢は厳しい。また、中国軍も東シナ海周辺海空域での活動を質・量ともに急速に拡大・活発化させている。EEZ及び大陸棚の境界画定がまだ行われていない海域では、中国による一方的な資源開発が継続している。加えて東シナ海を始めとする日本周辺のEEZにおいて中国による日本の同意を得ない海洋調査活動も頻繁に確認されている。

このように東シナ海における中国の一方的な現状変更の試みが継続・強化していることを踏まえ、日本としては周辺海空域における動向を高い関心を持って注視するとともに、引き続き、日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。同時に、東シナ海の平和と安定のため、米国を始めとする関係国との連携を進めていく。

10月の日・ASEAN首脳会議において高市総理大臣は、東シナ海では日本の主権を侵害す

■ 魚釣島 (沖縄県石垣市)



写真提供：内閣官房領土・主権対策企画調整室

る活動や挑発的な軍事活動が継続・強化されていることを述べた。

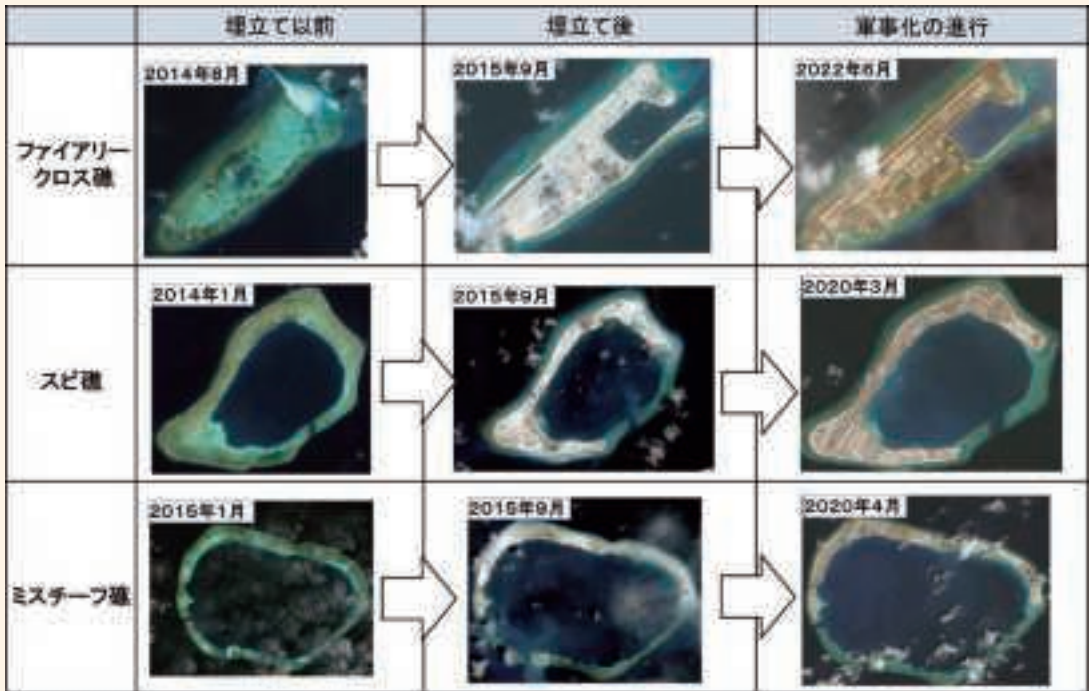
■ 南シナ海の海洋秩序に対する挑戦への対応
(82ページ 第2章第2節7(2)参照)

南シナ海では、法的根拠のない拡張的な海洋権益に関する主張に基づき、中国が係争地形の一層の軍事化や軍、海上保安機関、海上民兵などを用いた沿岸国等に対する威圧的かつ脅迫的な活動など、法の支配や開放性に逆行する力又は威圧による一方的な現状変更の試みや地域の緊張を高める行動を継続・強化している。特に2023年以降、中国船舶と沿岸国の船舶との衝突や中国船舶による放水銃の使用が度々発生している。2025年には、スカボロー礁周辺、サビナ礁周辺及びティトゥ島周辺における事案において、漁船を含むフィリピン船舶が損傷するとともに、複数の乗組員が負傷した。さらに、中国は9月にスカボロー礁に「自然保護区」を一方的に設定して、同礁周辺での「あらゆる違法行為」に対する監督・法執行能力の強化などを宣言し、南シナ海における自らの行動の正当化を試みている。

南シナ海をめぐる問題は、紛争当事国だけでなく、地域の平和と安定に直結する国際社会全体の正当な関心事項である。特に、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存する日本にとって、海における法の支配の貫徹と、重要なシーレーンである南シナ海の平和と安定は重要である。こうした考えから、日本は、南シナ海における力又は威圧による一方的な現状変更の試みや緊張を高めるあらゆる行為に強く反対し、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が、UNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を一貫して強調してきている。また、2016年の南シナ海に関する比中仲裁判断は最終的かつ紛争当事国を法的に拘束するものであること、南シナ海に係る中国の主張はUNCLOSの関連規定に基づいていないこと、南シナ海における航行及び上空飛行の自由の遵守の重要性なども繰り返し指摘してきている。

南シナ海に関する比中仲裁判断から9年を迎えた7月にも、外務大臣談話を発出し、UNCLOSの締約国である紛争当事国が比中仲裁判断を遵守し、南シナ海における紛争の平和的解決につ

中国による係争地形の埋立てと軍事化



出展：CSIS/AMTI (<http://amti.csis.org/island-tracker/>)



ながることを強く期待すると改めて表明した。また、9月の国連総会ハイレベルウィークの機会に、フィリピンの呼びかけに応じ、日本などの共催により、多数の有志国の外相の参加の下、「海洋の安全と安定の確保に向けた協力強化に関する外相会合」を開催した。同会合において、岩屋外務大臣は、海洋秩序の維持のためには、国際法、とりわけ海洋における全ての活動を普遍的・統一的に規定するUNCLOSの遵守が極めて重要であること、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守るため、海洋の安全と安定の確保に向けて、引き続き国際社会と連携していくことを表明した。10月の日・ASEAN首脳会議に出席した高市総理大臣は、南シナ海で軍事化や威圧的な活動が継続・強化されていることへの深刻な懸念を表明し、UNCLOSに基づかない不当な海洋権益の主張や海洋活動は認められないことを強調した。

10月の東アジア首脳会議（EAS）では、茂木外務大臣から、地域の緊張を高める危険で威圧的な活動が強化されていることを深刻に懸念していること、日本は、航行及び上空飛行の自由を含む、海における法の支配の貫徹を支持する観点から、当事国による比中仲裁判断の遵守と、紛争の平和的解決を望んでいることを表明した。

日本は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に向け、引き続き、ASEAN諸国や米国を始めとする国際社会と連携していく（南シナ海が抱える課題に関する国際社会の対応については82ページ第2節7（2）参照）。

海賊・海上武装強盗対策

日本は、アジアやアフリカでの海賊・海上武装強盗対策などの取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、航行及び上空飛行の自由や海上

交通の安全確保に積極的に貢献している。

(ア) アジアにおける海賊等事案対策

2006年、日本の主導によりアジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) が発効し、シンガポールに設置された情報共有センター (ReCAAP-ISC) を通じ、マラッカ・シンガポール海峡などにおける海賊等の事案に関する情報共有及び能力構築支援協力が行われている。日本はこれまで事務局長 (2022年3月任期満了) 及び事務局長補の派遣、並びに財政的貢献により ReCAAP-ISC の活動を支援してきた。国際商業会議所 (ICC) 国際海事局 (IMB) によれば、東南アジア海域における海賊等事案の発生件数は、2023年は67件、2024年は70件、2025年は80件となっているが、ReCAAP-ISC の活動や締約国の貢献を背景に、近年は誘拐や暴行などを含む深刻な事案の発生は抑制されている。

(イ) ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案対策

アジアと欧州をつなぐ重要なシーレーンであるソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生件数は、国際社会の継続的な取組により、IMB によれば、2011年 (237件) のピーク時と比べ低い水準で推移しているものの、2024年に8件、2025年に5件の海賊事案が発生しており、依然予断を許さない状況にある。今後、再び海賊事案が増加傾向に転じないように、国際社会との協力が求められている。

日本は、2009年から海賊対処活動の一環としてソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦 (海上保安官が同乗) 及びP-3C哨戒機を派遣し、当該海域の安定化に貢献している。また、ソマリアやジブチなど周辺国の海上保安能力の強化や、ソマリア社会の安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。

(ウ) ギニア湾における海賊等事案対策

IMB によれば、ギニア湾における海賊等事案の発生件数は、2023年22件、2024年は18

件、2025年は21件であり、一つの事案で複数人が被害に遭うなど、引き続き世界で最も深刻な事案が多い海域となっている。沿岸国の海上法執行能力の強化が引き続き課題であり、日本は、国連開発計画 (UNDP)、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) やJICAによる研修を通じた沿岸国の能力構築支援を行っているほか、「G7++ギニア湾フレンズ・グループ」の会合への参加を始め、国際社会と共に取り組んでいる。

カ 能力構築支援における国際協力

グローバル化の進展、技術革新によるグローバルな安全保障環境への影響、中国の軍事力増強などによる軍事バランスの急速な変化や、国境を越える脅威の増大は、特に海洋分野において、一国のみで自国の平和と安全を守ることを不可能としている。そのため、日本は自国の防衛力や海上法執行能力の強化を進めつつ、国際的な海洋秩序の維持・発展のため、同盟国・同志国などと連携・協力しながら、各国の海洋安全保障や海上法執行能力構築のための支援や、海洋状況把握 (MDA) における国際協力を行っている。

こうした協力において、日本は以前から政府開発援助 (ODA) を活用してきており、2022年のアジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアログ) において岸田総理大臣は、衛星、AI、無人航空機などの先端技術の知見の共有も含め、2025年までの3年間で、20か国以上に対し、海上法執行能力強化に貢献する技術協力及び研修などを通じ、800人以上の海上安保安分野の人材育成・人材ネットワーク強化の取組を推進すること、インド太平洋諸国に対し、少なくとも約20億ドルの巡視船を含む海上安保安設備の供与や海上輸送インフラの支援を行うこと、日米豪印や国際機関なども活用しながら各国への支援を強化していくことを表明した。2025年からは、犯罪捜査、船艇の運用・維持管理能力の向上を目的とした技術協力プロジェクト「フィリピン沿岸警備隊海上保安能力向上プロジェクト」を開始した。また、UNODC

のグローバル海上犯罪プログラム（GMCP：Global Maritime Crime Programme）の下で実施される海上法執行能力等強化プロジェクトを通じ、インド太平洋及び西アフリカ各国に対して海上犯罪対策に係る訓練コースの開発や、同訓練・ワークショップの実施を支援している。

また、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する能力向上支援のため、専門的な知識や高度な技術を有する海上保安官や能力向上支援専従部門である海上保安庁MCT（Mobile Cooperation Team）を各国の海上保安機関に派遣しているほか（GMCPの枠組み含む）、「海上保安政策プログラム」を始めとする日本での研修により、各国海上保安機関職員への人材育成を実施している。さらに、インド太平洋地域の各国の軍などに対し、艦船整備や潜水医学等に関する能力構築支援、ASEAN加盟国等の若手士官などに海上自衛隊艦艇への乗艦研修等を行った。

2023年に創設された政府安全保障能力強化支援（OSA）は、海洋安全保障を優先分野の一つとし、インド太平洋諸国を中心に、軍などに対して資機材の供与やインフラの整備を行い、同志国の安全保障上の能力・抑止力の強化を図っている。2025年度はマレーシアに潜水作業支援船、スリランカ及びトンガに無人航空機（UAV）を供与することなどを決定した。

キ 海上保安機関間の連携

国際機関や多国間の枠組みを通じた海上保安機関間の連携強化も行っており、海上保安庁では、5月、日米韓連携の取組として、搜索救助に関する日米韓海上保安機関による合同セミナー及び机上訓練に職員を派遣し、日米韓海上保安機関間の連携強化を図るとともに、日米韓共同でASEANの海上保安機関職員に対する能力向上支援を行った。また同年6月、日米比（フィリピン）連携の取組として、鹿児島県において、日本で初めてとなる日米比合同搜索救助訓練を実施した。さらに同月、日米豪印の取組として、4か国の海上保安機関が知見の共有

や信頼醸成を図ることを目的として、初めての「シップオブザバー・ミッション」を実施し、海上保安官が豪印海上保安機関職員と共に、米国沿岸警備隊の巡視船に乗船した。MDAの取組として、日米豪印で行う「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）」との連携のほか、各国と覚書に基づきMDA情報の共有を図るなど、同盟国・同志国との協調も進めている。

(4) 宇宙

日本は2023年6月、3年ぶりに宇宙基本計画を改定するとともに、宇宙安全保障構想を策定した。宇宙安全保障構想には、宇宙安全保障分野の課題と政策を具体化し、宇宙安全保障に必要なおおむね10年の期間を念頭に置いた取組が盛り込まれ、同盟国・同志国などと共に宇宙空間の安定的利用と宇宙空間への自由なアクセスを維持することが記載されている。

近年、宇宙利用の多様化や宇宙活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進んでおり、また、スペースデブリが増加するなど、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に対するリスクが増大している。こうした状況に対応するため、日本はデブリ対策や、宇宙状況把握（SSA）、宇宙システムの機能保証の強化などに取り組んでおり、また、国際的なルール形成や国際宇宙協力を実施している。

ア 宇宙空間における法の支配の実現

宇宙空間が核兵器のない領域であり続けるべきとの考えの下、2024年、日本は、米国、アルゼンチンと共同で、宇宙条約を含む国際法上の義務の遵守の重要性などを強調し、宇宙空間に設置することなどを目的とした核兵器その他の大量破壊兵器の開発を行わないよう各国に求める国連総会決議案を提出した。同決議は、167か国の圧倒的多数の賛成を得て採択された。

民生宇宙活動に関する国際的なルール形成に関しては、国連総会の下に設置された常設委員会である宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）が重要な役割を果たしている。6月から7月に

かけて開催されたCOPUOS本委員会では、城内実内閣府特命担当大臣（科学技術政策、宇宙政策等担当）から、スペースデブリに係る日本のイニシアチブを含め、宇宙分野における日本の官民の取組を国際社会に積極的に発信した。

またCOPUOSには、包括的な議論を行う本委員会以外に、宇宙活動に係る諸問題について科学技術的側面から検討を行う科学技術小委員会と宇宙活動により生ずる法律問題を議論する法律小委員会が設けられている。

2月に開催された科学技術小委員会においては、スペースデブリやリモートセンシングなどの個別のテーマに加え、宇宙活動の長期持続可能性についても活発な議論が行われた。

5月に開催された法律小委員会においては、近年関心が高まっている宇宙交通管理（STM）や宇宙資源に関する議論が行われた。特に、2021年以降法律小委員会の下に設置されている宇宙資源ワーキンググループにおいて、宇宙資源活動に係る推奨原則案に関する集中的な議論が行われた。

宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）については、2024年に国連総会の決定に基づき「宇宙空間における軍備競争の防止のあらゆる側面に関するオープン・エンド作業部会」が立ち上げられ、2025年4月及び7月にジュネーブ（スイス）で日本を含め、参加国の間で活発な議論が行われた。なお、この作業部会は2028年まで議論を継続する予定である。

このほか日本は、宇宙空間における法の支配に貢献するため、2021年に国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を発表して以降、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令の整備及び運用の支援を行っている。宇宙活動の許認可や継続的監督などに焦点を当てた法的能力構築支援を継続的に実施し、1月にはタイ向けに、11月にはベトナム向けに、宇宙活動の監督及び許認可に関する法制度や宇宙活動の安全性について、国内外の有識者を招いたワークショップを開催した。

④ 各国との宇宙対話・協議

日本は、主要な宇宙活動国やアジア太平洋地域諸国を中心に、宇宙分野における対話・協議などを推進している。米国とは、民生、安全保障、商業分野における強力なパートナーシップを継続してきており、2月の日米首脳共同声明、10月の「日米間の技術繁栄ディールについての協力に関する覚書」（小野田紀美内閣府特命担当大臣（科学技術政策、宇宙政策等担当）とクラツィオス米国大統領府科学技術政策局（OSTP）局長との間で署名）においても、宇宙協力について盛り込まれた。また4月に4年ぶりとなる「第3回日印宇宙対話」、5月に2年ぶりとなる「第6回日EU宇宙政策対話」を、それぞれ東京において開催し、双方の宇宙政策に関する情報交換のほか、安全保障分野での協力や機関間協力など、多岐にわたる意見交換を行った。

多国間の取組としては、11月に文部科学省及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）がフィリピン宇宙庁（PhilSA）との共催により、「第31回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSF）」をセブ（フィリピン）で開催し、宇宙エコシステムの実践による地域の活性化について議論が行われた。

⑤ 国際宇宙探査・国際宇宙ステーション（ISS）

平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。

日本は、2019年、米国提案による国際宇宙探査計画「アルテミス計画」への参画を決定した。2020年には、日米を含む8か国が、アルテミス計画を念頭に、宇宙活動を促進する安全で透明性の高い環境を作り出すための諸原則に対する政治的コミットメントを示す「アルテミス合意」に署名した。その後、アルテミス合意の署名国は増加し59か国となった（2025年10月末時点）。

また、2023年、日米両政府は、宇宙の探査及び利用を始めとする宇宙協力を一層円滑にするための新たな法的枠組みである「日・米宇宙

協力に関する枠組協定」を1月に署名し、同協定は6月に発効した。同協定の下で作成され、2024年4月に署名された実施取決めでは、日本が月面与圧ローバを提供して運用を維持する一方で、米国はアルテミス計画の将来のミッションで日本人宇宙飛行士による2回の月面着陸の機会を割り当てることが記載された。また、2025年4月にはNancy Grace Roman宇宙望遠鏡計画、12月にははやぶさ2拡張ミッションに係る協力につき署名されるなど、様々な分野における日米の宇宙協力案件について、複数の実施取決めが署名・検討されている。

日本は、宇宙分野における能力構築支援などを目的として、ISSの「きぼう」日本実験棟を活用し、アジア太平洋地域に対してはAPRSAFに設置されたKibo-ABCイニシアチブを通じた人材育成プログラム（ロボットプログラミング、物理・植物実験など）を提供している。さらに、宇宙新興国に対しては国連宇宙部との協力枠組み「KiboCUBE」プログラム⁽¹⁴⁾を通じた超小型衛星の放出機会を提供しており、2025年にプログラム開始から10周年を迎えた。同プログラムは国連が推進するイニシアチブのうち宇宙に届いた最初のプログラムであり、これまでに8回にわたる公募を行い、そのうち5機関の衛星が「きぼう」を活用して放出された。現在、中米統合機構（SICA）並びに、タンザニア及びコートジボワール（両国共同）が放出に向けた衛星開発を行っている。メキシコの衛星は軌道上にあり、近く放出される。

■ 宇宙技術を活用した地球規模課題への対応

近年、地球規模課題の解決において、宇宙技術に対する期待が高まる中、日本は、国際的に優位性を持つ宇宙技術を活用した国際協力を推進し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成などに向けて貢献している。

例えば、日本は、世界の降水状況を観測する衛星を複数活用した「衛星全球降水マップ

（GSMaP）」を無償で提供しており、世界163の国や地域において、降水状況の把握や防災管理、農業などの多岐にわたる分野で利用されている。さらに、日本は、アジア太平洋地域の災害管理のため、災害発生時に衛星観測情報を無償提供する「センチネルアジア」の立ち上げを主導し、同プロジェクトは、これまでに37か国・地域、540回以上の緊急観測要請に対応している。防災関係者を対象にワークショップを開催し、アジア諸国における災害時の衛星データ利活用に係る能力向上にも貢献している。9月30日に発生したマグニチュード6.9のセブ島地震（フィリピン）について、JAXAの陸域観測技術衛星「だいち2号」による被害域の緊急観測及び衛星データ提供に対し、フィリピン外相から在フィリピン日本国大使宛に感謝状が贈られた。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、JAXAとも連携し、8月に7か国の宇宙関連機関職員9人を日本に受け入れて、SDGsに資する宇宙技術の利活用能力の向上に係る研修を実施した。加えて、2023年度より開始したパラグアイやルワンダに対する宇宙関連技術の活用のキャパシティ向上に係る技術協力事業において、日本の宇宙分野の産学官の支援を得つつ、日本での研修を複数回実施した。また、8月の第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）では、JICAがJAXA及び一般社団法人クロスユースとの共催でテーマ別イベント「アフリカの変革を加速する宇宙技術」を開催した。本イベントは、宇宙技術及び関連技術における課題と可能性を探り、アフリカの開発加速に向けた道筋を探ることを主な目的としており、ケニア、セネガル、ガーナ、エジプトの宇宙機関及びアフリカ宇宙庁の高官、日本の宇宙関連企業の代表者、JICA宇宙国際頭脳循環プログラム運営委員などによる基調講演とパネルディスカッションが行われた。

(14) 宇宙新興国などの宇宙関連技術の向上に貢献することを目的に、ISSの「きぼう」日本実験棟から超小型衛星を放出する機会を選定された機関に提供するプログラム

(5) 平和維持・平和構築

国際社会では依然として、民族・宗教・歴史の違いを含む様々な要因、また、貧困や格差などの影響によって地域・国内紛争が発生し、近年、特にその長期化が課題となっている。このため、国連平和維持活動（国連PKO）の派遣などによる紛争後の平和維持に加え、紛争の予防や再発防止、紛争後の平和の持続と国造りの観点から、開発の基礎を築くことを念頭に置いた平和構築の取組が課題となっている。

近年では、紛争だけでなく、気候変動や感染症など新たなリスクが平和と安定に及ぼす影響についても懸念されており、より統合的なアプローチが必要となっている。このように国際社会の課題が複雑化・多様化する中、「新・平和への課題（New Agenda for Peace）」や2024年9月に国連総会で開催された未来サミットの成果文書「未来のための約束（Pact for the Future）」において、平和維持・平和構築といった平和活動の強化が盛り込まれるなど、その取組はますます重要になっている。

ア 現場における取組

(ア) 国連平和維持活動（国連PKO）など

2025年12月末時点で、11の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、停戦監視、政治プロセスの促進、文民の保護など幅広い任務を行っている。従事する軍・警察・文民要員の総数は約6.8万人である。PKO予算の不足や、新たな技術を用いた脅威の増加など、国連PKOを取り巻く環境は複雑化しており、PKOの将来に関する議論が活発に行われている。

また、国連は、PKOミッションに加え、文民主体の特別政治ミッション（SPM）を設立し、紛争の平和的解決、紛争後の平和構築、紛争予防といった多様な役割を付与している。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO法）」に基づき、

1992年以来、計29の国連PKOミッションなどに延べ1万2,700人以上の要員を派遣してきた。直近では、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、2011年から司令部要員を、2012年から施設部隊を派遣した。施設部隊は、インフラ整備や避難民への給水活動などを実施し、2017年5月に活動を終了した。UNMISS司令部では2024年5月に追加派遣した副参謀長ポストを含む2人の自衛官は任期を終えて帰国し、2025年12月末時点で4人の自衛官が活動し、同国の平和と安定に向けた協力をを行っている。また、日本は、2019年から、エジプトのシナイ半島に駐留する多国籍部隊・監視団（MFO）に司令部要員を派遣し、2025年12月末時点で4人の自衛官が活動し、中東の平和と安定に資する活動を行っている。日本は、今後も、日本の強みをいかした能力構築支援の強化、部隊及び個人派遣などを通じて、国際平和協力分野において積極的に貢献していく。

(イ) 平和構築に向けた政府開発援助（ODA）などによる協力

紛争及び人道危機への対応においては、人道支援と開発協力に加え、平時から包摂的な社会を実現するための平和構築及び紛争再発防止が重要である。2022年には世界の難民・避難民数が初めて1億人を超えたが、中長期的な観点に立って強靱な国造りや社会安定化のための支援を行い、自立的発展を後押しすることで、危機の根本原因に対処する必要性が一層高まっている。日本は、「人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）」⁽¹⁵⁾の考え方を、2023年6月に改定された開発協力大綱で明記した。同年12月に開催された第2回グローバル難民フォーラム（GRF）では、同アプローチにおいて日本が主導的役割を務めることを打ち出し、国際社会と協力して、平和構築支援も含め未曾有の人道危機に取り組む姿勢を示した。

(15) HDPネクサス（人道（Humanitarian）、開発（Development）、平和（Peace）の連携（Nexus））：短期的な「人道支援」と合わせて、中長期的な観点から、難民の自立支援や受入国の負担軽減のための「開発協力」を行い、さらに難民発生の本質的な原因である紛争の解決・予防に向けた「平和の取組」を進める考え方

a 中東

日本は、中東の平和と安定のための包括的支援を実施しており、食糧援助や難民支援などのほか、国造りを担う人材の育成を支援している。パレスチナでは、難民人口が増大する一方、難民キャンプのインフラ劣化や失業・貧困などの生活環境の悪化が深刻化している。日本はパレスチナの難民キャンプにおいて、「キャンプ改善計画（CIP）」や教育施設への支援を通じて、難民の生活環境の改善を図り、人間の安全保障⁽¹⁶⁾に基づく民生の安定と向上に貢献した。

b アフリカ

日本は、8月に横浜において第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）を開催し、「革新的な課題解決策の共創」のテーマの下、重要分野の一つである平和と安定につき、議論を行った。議論の成果をまとめて採択された「TICAD 9 横浜宣言」では、人道・開発・平和の連携の枠組みの中での協力促進の必要性、女性・平和・安全保障の促進へのコミット、安保理改革達成に向けた協力の決意を表明するとともに、人間の安全保障促進の重要性、グッドガバナンス・民主主義・法の支配の重要性、核兵器のない世界の実現に向けたコミットメントなどを再確認した。

例えば、日本は、アフリカ連合（AU）委員会に対して50万ドルの拠出を行い、AU加盟国におけるWPSアジェンダの実現を加速することを目的としてブルキナファソ、ニジェール、マリ、タンザニア、マラウイに対して女性の平和構築や政治的交渉への参加促進の支援を行った。

また、日本は、2014年からサヘル地域の諸国を対象に刑事司法研修を行い、捜査機関及び司法機関の能力強化を通じた同地域の安定化を支援してきた。また、アフリカ諸国の法執行機関に対し、頻発するテロや越境犯罪などに対処するための治安対策機材供与、能力構築支援を

行うとともに、地雷除去支援なども進めている。TICAD 9に際しては、国連地雷対策サービス部（UNMAS）やカンボジア地雷対策センター（CMAC）など様々な地雷対策機関と連携し、アフリカにおける地雷対策に係る取組を一層促進する観点から、「アフリカ地雷対策プラットフォーム」の設立を表明した。

加えて、「アフリカの角」地域では、「アフリカの角」担当大使による人道アクセス確保及び停戦に向けた働きかけを行う一方、選挙支援、エチオピアにおけるDDR（元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰）支援、人道支援の実施などを通じ、地域の平和と安定に向け貢献している。さらに、日本は、2008年から2025年までに国連開発計画（UNDP）経由で、アフリカ諸国が運営するPKO訓練センターのうち計14か国のセンターに総額約6,600万ドルを拠出し、アフリカの平和維持活動能力の向上に寄与している。

1 国連における取組

平和構築の取組の必要性に関する国際社会の認識が高まった結果、2005年の安保理決議第1645号及び総会決議に基づき、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的とする国連平和構築委員会（PBC）が、国連安保理及び国連総会の諮問機関として設立された。PBCは国・地域における平和構築の在り方に関する議論に加え、女性・平和・安全保障（WPS）や若者・平和・安全保障（YPS）などのテーマに関する議論も行っており、近年は国連安保理や国連総会などへの助言機能を果たす機会が増える傾向にある。

日本はPBC設立時から一貫して、PBCの組織委員会のメンバーを務めており、強靱で持続的な平和を実現するためには、HDPネクサスに基づくアプローチが必要との考えの下、制度構築や人への投資に取り組むことの重要性を唱えてきている。2025年には、日本はPBC副議

(16) 人間の安全保障とは、個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、及び一人一人が幸福と尊厳を持って生存する権利を追求するという考え方

長として、特にアジア開発銀行との平和構築の取組における連携強化に向けた議論を主導するとともに、PBCと国連総会との間の非公式調整役として、両機関の連携強化に貢献している。

また、日本は、国連平和構築基金（PBF）⁽¹⁷⁾に、2025年12月末まで総額7,133万ドルを拠出し、主要ドナー国として、国連関連機関が実施するアフリカなどにおける事業の遂行を積極的に支援している。

ウ 人材育成

(ア) 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の人材育成が課題となっている。日本は、現場で活躍できる人材を育成する事業を実施しており、2025年末までに育成した人材は1,000人を超える。事業修了生はアジアやアフリカなどの平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国などから高い評価を得ている。また、若手人材向けの研修コース（初級コース）に参加した日本人修了生に対する現況調査の結果、半数以上が国際機関の職員（正規職員のほか、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）や国連ボランティア、コンサルタントを含む。）を務めるなど、この事業は平和構築・開発分野の国際機関における日本人のキャリア形成とプレゼンス強化に大きく貢献している。2025年も、プライマリー・コース及び平和構築・開発分野での経験を持つ中堅層の実務家を対象とするミッドキャリア・コースを実施した（205ページ コラム参照）。

(イ) 各国平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきている。2015年から、国連、支援国、要員派遣国の三者が互いに協力し、必要な訓練や装備品の提供を行うことでPKO要員の能力向上という喫緊の課題

に対処するための革新的な協力の枠組みである国連三角パートナーシップ・プログラム（Triangular Partnership Programme：TPP）に資金を拠出し、自衛隊員などを教官として派遣するなど協力を行っている。これまで、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカの10か国366人の要員に対し、重機操作の訓練を実施してきた。2018年にはアジア及び同周辺地域にも対象地域が拡大され、ベトナム及びインドネシアで訓練を実施した。2019年10月から、国連PKOにおいて適切な訓練を受けた要員の不足が深刻な問題となっている医療分野でも救命訓練を開始し、2021年から国連PKOミッションに遠隔医療を導入するための支援を開始した。これら分野における教官として自衛官など延べ420人が訓練に貢献している。2023年に、TPPを拡充し、アフリカ連合（AU）が主導する平和支援活動に派遣される要員への訓練を実施するために約850万ドルの拠出を決定し、2024年、AUミッション要員への訓練を開始した。また同年、カンボジアにおいて、韓国及びオーストラリアと共に、分野横断的な訓練も開始した。なお、本プログラムとは別に、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

(6) 治安上の脅威に対する取組

良好な治安を確保し、国民の生命などを守ることは、様々な社会経済活動の前提であり、国の基本的な責務である。科学技術の進展、特に様々な新興技術の普及といった社会情勢の変化もあいまって複雑化、深刻化している国際的なテロや組織犯罪といった治安上の脅威に効果的に対処するためには、国際社会全体が協力して取り組むことが不可欠である。

ア テロ及び暴力的過激主義対策

近年、人々の情報通信技術への依存が高まるにつれ、オンライン上での過激思想の拡散や、

(17) 2006年10月に設立された基金。アフリカを始めとする地域で、地域紛争や内戦の終結後の再発防止や、紛争の予防のための支援を実施。具体的には、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の国造りへの参加支援などを実施している。

コラム

COLUMN

ガバナンス・選挙支援から見る平和構築の現場
—ガンビア—国連開発計画 (UNDP) ガンビア事務所 梁 詠美^{りやん えみ}

外務省委託「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の「プライマリー・コース」日本人研修員の梁詠美です。現在、国連開発計画 (UNDP)¹ガンビア事務所で、ガバナンス担当官 (国連ボランティア) として勤務しています。

ガンビアは西アフリカ地域に位置するアフリカ大陸最小の国で、“Smiling Coast of Africa”^{えん}とも呼ばれ、人々の温かさに満ちています。一方、22年間に及んだ前政権の終焉から10年を迎えようとする中、民主化の歩みは続くものの、民主改革の停滞や政治的分極化など課題も残されており、持続可能な平和の構築には制度及び社会双方へのアプローチを強化することが不可欠です。私が所属するガバナンス部署では、法の支配の強化、治安部門改革 (SSR)²、真実・和解・賠償委員会 (TRRC)³の支援など、より包摂的で民主的な統治の確立を目指した事業を展開しています。

私は選挙支援事業管理を担当し、2026年の大統領選挙及びその翌年の議会・地方選挙に向け、ガンビア独立選挙管理委員会 (IEC)⁴と連携して、法務部及びジェンダー・障がい者 (PwDs)⁵部の設置や能力強化を支援しています。全国10地域で実施した「包摂的かつ参加型選挙の強化」研修には2025年11月時点で約562人の地域住民 (うち女性325人、障がい者113人) が参加し、選挙制度や政治参加におけるジェンダー平等などについて活発な議論が交わされました。多様な立場の参加者が意見や課題を共有し合う姿を通じ、包摂的な政治参加が平和構築に直結することを実感しました。

また、部署が実施する事業を横断的に支援する立場でもあるため、日本政府も拠出する国連平和構築基金 (PBF)⁶によるSSR事業にも従事しています。長期政権下での市民弾圧にも関わった治安機関の信頼回復は喫緊の課題であり、UNDPは、司法省、国家警察、軍、移民局、市民団体、メディア等を対象に、SSR政策の理解促進やジェンダー主流化、法制度対話の支援を行っています。異なる立場の関係者が共通の目標に向けて歩み寄る現場を支援する中で、持続的な平和の構築には時間と対話の積み重ねが不可欠であることを学びました。



サヘル・ガバナンス・フォーラム実施時、上司や同僚らと一緒に (筆者左から2番目)

さらに、サヘル地域各国の首脳級関係者を招いた「サヘル・ガバナンス・フォーラム」では、UNDPガンビア事務所の主担当として、現地政府や国際機関との調整、UNDPアフリカ局長向けブリーフィング資料の作成などを担当しました。同フォーラムでは、変化の著しいサヘル地域の安定に向け、社会的結束と信頼の再構築の重要性が再確認され、地域社会の声を政策対話へ反映させる意義を改めて認識しました。

より民主的な社会を目指す上で残された課題を多角的に学ぶ機会を得ている今、中立的な立場から各国を支援できるUNDPや、平和構築の現場でガバナンスや選挙支援に携われることに大きな意義とやりがいを感じています。日本人国連ボランティアとして、ガンビアの民主的発展に貢献できるように引き続き尽力していきます。

1 UNDP : United Nations Development Programme

2 SSR : Security Sector Reform

3 TRRC : Truth, Reconciliation and Reparations Commission

4 IEC : Independent Electoral Commission

5 PwD : Persons with Disabilities

6 PBF : Peacebuilding Fund

テロなどを誘発する有害コンテンツの発信が容易となり、テロ組織が、資金調達、勧誘、扇動にインターネットやSNS、あるいはAI等の新興技術を悪用している傾向が顕著に見受けられる。また、ドローンなどの簡易で安価な武器を利用し、多くの人が集まる警備が手薄なソフト・ターゲットを対象とした無差別テロが増加しており、テロの致死性が高まっているという見方もある。こうしたテロ活動に対抗するには、テロリストへの資金の流れを断ち切る必要があり、国際的な連携と併せて、官民で協力して対応していくことが重要となっている。

日本は、国際的なテロ・暴力的過激主義対策の取組の一環として、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や国際刑事警察機構（インターポール）を含む国際機関等によるプロジェクトに拠出し、東南アジア諸国を始めとする各国法執行機関の能力構築を継続的に支援してきている。また、テロ対策に係る国際的な枠組みであるグローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）の関連会合や議論に積極的に参加し、特に近年は、GCTFの派生団体である「コミュニティの働きかけと強靱性に関するグローバル基金（GCERF）」や国際司法・法の支配研究所（IJ）との間でプロジェクト・レベルの協力を推進してきている。

また、国際社会における「法の支配」の普及・定着に向けた日本の取組として、2月に、外務省、IJ、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）及びフランス欧州・外務省の四者共催で、「中央アジア地域におけるテロ対策・法の支配ワークショップ」を東京で開催した。同ワークショップは、中央アジア5か国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）より検察・法執行当局関係者を招へいし、テロ関連事件に対する公正・独立した刑事司法手続の下での捜査・訴追の在り方、及び、元戦闘員の送還や社会復帰・再統合などをテーマとして議論を行った。

続けて12月には、外務省、UNODC、UNAFEI、欧州連合（EU）の四者共催で「南アジア地域におけるテロ対策・法の支配ワーク

ショップ」を東京で開催し暴力的過激主義防止のための若者の役割とデジタル空間での対応について、官民連携の観点から協議を行った。

さらに、二国間テロ対策協議、日米豪印テロ対策作業部会などを通じて、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化などを確認しつつ、実践的な協力を強化してきている。

1 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）及び犯罪防止刑事司法会議（通称「コンGRESS」）（いずれも事務局はUNODC）は、犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成を担っている。2021年3月に京都で開催された第14回コンGRESS（京都コンGRESS）では、全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」の下、国際社会が犯罪防止・刑事司法の分野で中長期的に取り組むべき内容をまとめた政治宣言（京都宣言）が採択された。日本は、その後もリーダーシップを発揮し、UNODCなどと協力しつつ、（ア）アジア太平洋地域において刑事実務家が情報共有や意見交換をするプラットフォームとしての「アジア太平洋刑事司法フォーラム」の定期開催、（イ）若者（ユース）たちが自ら議論し、その声を政策に取り入れていくことを目指す「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の定期開催、（ウ）国際社会による再犯防止の取組を推進するための国連準則の策定への取組を進めたほか、UNODCが行う京都宣言のテーマ別討論をサポートするなど、京都宣言のフォローアップを積極的に行っている。さらに、5月に開催されたCCPCJにおいて、日本は、京都宣言を引き続きフォローアップする決議案を提出し、同決議案は全会一致で採択された。これにより、京都コンGRESSの成果は、2026年の第15回コンGRESS（アラブ首長国連邦がホスト国）に受け継がれていくこととなった。12月には、日本が策定を主導してきた再犯防止国連準則（京都モデルストラテジー）が国連総会で採択された。さらに、UNODC、インターポール

及び欧州評議会を通じて、東南アジア諸国の検察その他刑事司法機能の強化、刑務所運営の強化及びサイバー犯罪対策に係る能力強化を支援している。そのほか、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）⁽¹⁸⁾を通じて、犯罪者処遇や犯罪防止、犯罪対策などに関する研修を日本で実施し、各国刑事司法担当者などの能力構築に貢献している。日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを創設する国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助や条約の履行状況を審査する取組による国際協力を推進している。また、今日、サイバー犯罪が国境を越える脅威となっており、国際社会が一致してサイバー犯罪に対応するため、2019年に国連で議論が開始された国連サイバー犯罪防止条約が、2024年12月にニューヨーク（米国）の国連本部において採択された。日本は、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」の確保を目指し、同条約策定のために設立された特別委員会の副議長を務めるなど、交渉妥結に尽力した。その後、2025年10月25日及び26日にベトナム・ハノイで同条約の署名式典が開催され、日本は条約の精査のため式典での署名は見送ったものの、駐ベトナム日本国大使が出席し、本条約の意義や国際的なサイバー犯罪対処能力の向上に向けた日本の貢献などについて発信した。

📌 腐敗対策

持続的な発展や法の支配を危うくする要因として指摘される腐敗への対処に対する国際的な関心が高まる中で、日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗行為に対処するための措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約（UNCAC）の締約国として、同条約の効果的履行や腐敗の防止・撲滅のための国際協力の強化に向けた議論に積極的に参加している。2023年9月には、UNCAC実施審査メカニズム（締約国間の相互審査）において、同条約上

の犯罪化及び法執行（第3章）並びに国際協力（第4章）の規定に係る日本の実施状況に関する審査の結果についてのエグゼクティブ・サマリー（要旨）が公表された。また、G20の枠組みで開催される腐敗対策作業部会の活動にも積極的に参加し、同作業部会における腐敗に関連する押収・没収財産の管理に関する成果文書の策定に貢献した。さらに2025年10月には、G20腐敗対策作業部会が設置されて以来4回目の開催となる閣僚会合が南アフリカ・ムプマランガで開催され、日本を含むG20各国が国際的な腐敗対策に係る枠組みを強化するための議論を行った。そのほか、UNAFEIを通じて日本で汚職防止刑事司法支援研修を実施している。経済協力開発機構（OECD）贈賄作業部会は国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（外国公務員贈賄防止条約）の各締約国による履行状況を監視するための相互審査を通じて、外国公務員に対する贈賄行為の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。

📌 マネー・ローンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策については、多国間の枠組みである金融活動作業部会（FATF）が、各国が実施すべき措置の国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行っている。また、近年、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止対策にも取り組んでおり、北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求める声明を发出している。日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。なお、日本は2024年10月のFATF全体会合において、同第4次審査で改善が必要と指摘された勧告全ての評価引上げを達成し、現在は2028年夏にオンサイト審査が実施される第5次対日審査に向けた準備作業を進めているところである。こうしたFATFを通じた取組に加えて、日本は、

(18) 日本政府と国連との協定に基づき、1962年に設立された国連地域研修所。東京都昭島市に所在。法務省が運営し、海外参加者を招へいして刑事司法分野の研修などを継続的に実施している。

テロ資金供与防止条約の締約国としてテロ資金対策に積極的に取り組んでおり、国連安保理タリバーン制裁委員会及び同ISIL（ダーイシュ）及びアル・カーイダ制裁委員会の指定を受け、又は、国連安保理決議第1373号⁽¹⁹⁾に基づく日本独自の対応として、テロリスト等に対する資産凍結などの措置を実施している。2025年11月末時点では、安保理制裁委員会により指定されたタリバーン、アル・カーイダ及びISIL関係者等387個人及び94団体並びに、安保理決議第1373号に基づき指定された40個人及び31団体の合計416個人及び122団体（ただし、重複する11個人3団体を除く。）に対し、外国為替及び外国貿易法（外為法）及び国際テロリスト財産凍結法に基づく資産凍結などの措置を実施している。

㊦ 人身取引対策・密入国対策

日本は、手口が一層巧妙化・潜在化する人身取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、国内体制を強化し、また、開発途上国に対する支援にも積極的に取り組んでいる。2025年も、国際協力機構（JICA）を通じ、日本を含む各国の関係者の人身取引対策（特に、予防、被害者保護・自立支援）に関する取組の相互理解及びより効果的な地域連携の促進を目的とする研修事業を引き続き実施した。例えば、2022年1月から2025年1月までタイ政府に、2022年3月からカンボジア政府に対する技術協力を実施し、さらに2025年度からは第三国研修「メコン地域

内における人身取引被害者保護に関する国境を越えた連携能力強化」を実施し、関連機関による人身取引被害当事者への支援能力の向上を目指している。国際機関との連携としては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への安全な帰国支援及び帰国後に再被害に遭うことを防ぐための社会復帰支援事業を2025年も継続して行った。また、UNODCが実施する東南アジア向けのプロジェクトへの拠出を通じ、法執行当局に対する研修を始めとする対応能力強化支援を実施した。日本は、人身取引議定書及び密入国議定書の締約国として、人身取引や移民の密入国対策のため、諸外国との連携を一層深化させている。

㊦ 薬物対策

日本は、UNODCと協力し、薬物の原料の生産や新たな合成薬物の製造、密輸などの取締りに関係する調査、分析情報の整備や連携ネットワークの維持拡大に貢献している。また、国境を越える国際的な薬物取締りの実地的な能力強化、特に政情不安定な開発途上国などの農村や国境管理上脆弱な地方の貧困層（移民や若者等を含む。）が組織犯罪ぜいに関わらないよう、薬物原料植物の違法栽培に代わる作物等の生産などの代替生計手段の開発支援や、密輸の取締りを含む海上法執行能力強化を進めるとともに、薬物対策分野における地域ごとの開発課題を考慮しながら、国際的な薬物対策に取り組んでいる。

(19) 2001年9月の米国同時多発テロ発生を受け、同年同月に国連安保理で採択された。国連加盟国に対し、テロ行為を行う者やテロ行為に関与する者などに対する資産凍結等の包括的な措置を講じることを求めている。

4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(1) 核軍縮

日本には、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組を主導していく歴史的使命がある。

同時に、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、日本の周辺では質的・量的な核軍拡が進んでいる。こうした中で、日本が自ら核兵器を保有することはないという前提の下、国民の生命と財産、日本の独立と平和を守り抜くためには、米国が提供する核を含む拡大抑止が必要な状況にある。

核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国との間のみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国との間においても分断が深まっている。このような状況の下、核軍縮を実質的に進めていくためには、様々な立場の国々の間を橋渡ししながら、現実的で実践的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

日本は、「核兵器のない世界」の実現のため、核軍縮に向けた着実な歩みを進めており、2023年5月のG7広島サミットにおいて発出された「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」を強固な土台としつつ、2022年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議で岸田総理大臣が発表した「ヒロシマ・アクション・プラン」⁽²⁰⁾の下での取組を一つ一つ実行していくことで、現実的で実践的な取組を継続・強化していく考えである。そのほか、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議、国連総会における核兵器廃絶決議、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）などの同志国・有志国との協力・連携の取組や個別の協議などを通じ、立場の異なる国々の橋渡しに努めてきている。また、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効促進や核兵

器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた働きかけ、軍縮・不拡散教育の推進、さらには効果的な核軍縮検証の実現に向けた議論といった核兵器国も参加する現実的で実践的な取組なども積み重ねることを通じ、「核兵器のない世界」に向けた唯一の普遍的な枠組みであるNPT体制の維持・強化を進めていく考えである。なお、核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」への出口ともいえる重要な条約である。一方、核兵器の保有・使用などを包括的に禁止しており、現状においては、核抑止と相容れない同条約を核兵器国が締結する見込みはない。核兵器国を交えずに核軍縮を進めることは難しく、日本は、国際的な核軍縮の取組は、NPTの下で進めていくことが引き続きより望ましいと考えている。「核兵器のない世界」に向けた道のりが一層厳しさを増す中だからこそ、日本は、抑止力を維持・強化し、安全保障上の脅威に適切に対処していくとの大前提に立ちつつ、唯一の戦争被爆国として、NPT体制を基盤に、核兵器国と核兵器禁止条約締約国双方の参加を得た現実的で実践的な取組の推進に今後も全力を尽くしていく。

ア 核兵器不拡散条約（NPT）⁽²¹⁾

日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の維持・強化を重視している。NPTの目的の実現及び規定の遵守を確保するために5年に1度開催される運用検討会議では、1970年のNPT発効以来、その時々国際情勢を反映した議論が行われてきた。

2026年に開催予定の第11回NPT運用検討会議に向けた第3回準備委員会が4月28日から5月9日まで国連本部において開催され、日本からは、岩屋外務大臣が出席した。岩屋外務

(20) 岸田総理大臣が2022年8月のNPT運用検討会議で提唱したもの。「核兵器のない世界」という理想と厳しい安全保障環境という現実を結び付けるための現実的なロードマップの第一歩として、核リスク低減に取り組みつつ、(1) 核兵器不使用の継続の重要性の共有、(2) 透明性の向上、(3) 核兵器数の減少傾向の維持、(4) 核兵器の不拡散及び原子力の平和的利用、(5) 各国指導者などによる被爆地訪問の促進、の五つの行動を基礎とする。

(21) NPT：Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

大臣は一般討論演説を行い、法の支配に基づく国際秩序が揺らぎ、NPTを始め、多国間主義に基づく国際協調の枠組みが困難に直面している現在、国際社会の分断を緩和し、多国間主義に基づく国際協調の枠組みの機能を回復・強化する努力が必要とされていると述べた上で、対話と協調の精神を最大限発揮し、2026年のNPT運用検討会議に向けて、一致団結して取り組むべきであると呼びかけた。また、分断が深まる世界にあっても、真摯な対話と建設的な議論を重ねることで知恵を生み出した好例として、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議による提言を紹介しつつ、各国に対し、核軍縮・不拡散に関する唯一の普遍的な枠組みであるNPT体制を維持・強化し、「核兵器のない世界」の実現に向けて前進するために、一致できる点を見いだしていく責任を果たすべきであると訴えた。今次準備委員会では、議長の責任の下での作業文書「議長による勧告」が提出され、核戦力の透明性の向上、FMCTの早期交渉開始、CTBTの発効促進、軍縮・不拡散教育など、日本が重視する要素が幅広く反映された。また、日本主導で実施した軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントは、過去最多の96か国（日本含む。）の賛同を得られ、軍縮・不拡散教育に対する関心の高さと支持の広さが示された。さらに、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議に関するサイドイベントを開催し、岩屋外務大臣が冒頭挨拶をするとともに、パネルディスカッションを行った。日本としては、現下の厳しい安全保障環境の下で、各

国が2026年の運用検討会議に向けNPT体制の維持・強化の重要性への共通認識を示し、対面で率直な意見交換を行った意義は大きいと考えている。

④ 「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議

2022年、核兵器国と非核兵器国、さらには、核兵器禁止条約の参加国と非参加国からの参加者が、それぞれの国の立場を超えて知恵を出し合い、また、各国の現職・元職の政治リーダーの関与も得て、「核兵器のない世界」の実現に向けた具体的な道筋について自由闊達な議論を行う場として国際賢人会議が立ち上げられた。第1回会合（2022年12月・広島）、第2回会合（2023年4月・東京）、第3回会合（2023年12月・長崎）、第4回会合（2024年5月・横浜）、第5回会合（2024年11月・オンライン）に続き、最終会合となる第6回会合が3月30日及び31日に東京において開催され、白石隆座長（熊本県立大学特別栄誉教授）を含む日本人委員3人及び核兵器国と非核兵器国の双方からの外国人委員11人の合計14人の委員が参加したほか、政治リーダーとして、モゲリーニ欧州大学院大学学長（元欧州連合（EU）外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長）が参加した。日本政府からは、開会セッションに岩屋外務大臣が出席し、「核兵器のない世界」の実現という理想に向けて一步一步前進していく日本の姿勢が揺らぐことはなく、政府として、今次会合において取りまとめられる提言を受け止め、「核兵器のない世界」に向け



2026年NPT運用検討会議第3回準備委員会で演説を行う岩屋外務大臣（4月28日、米国・ニューヨーク）



「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議第6回会合で挨拶を行う岩屋外務大臣（3月30日、東京）

た現実的かつ実践的な取組を継続していくと述べた。その後、モゲリーニ欧州大学院大学学長が挨拶するとともに、グテーレス国連事務総長、バチレ・チリ元大統領、ブリックス元IAEA事務局長、モハメド元ケニア外務長官からのビデオメッセージが紹介されたほか、白石座長による挨拶が行われた。会合では、これまでに積み重ねられた議論を踏まえて、「核兵器のない世界」の実現に向けた具体的方策を検討し、2026年NPT運用検討会議に向けた提言が発出された。

㊦ 「核兵器のない世界」に向けたジャパン・チェア

2023年の国連総会一般討論演説において、「抑止か軍縮か」との二項対立的な議論を乗り越えるため、海外の研究機関・シンクタンクへの「核兵器のない世界に向けたジャパン・チェア」の設置が表明されたことを受けて、カーネギー国際平和財団（米国）、ウィーン軍縮・不拡散センター（オーストリア）及び国際戦略研究所（IISS）アジア（シンガポール）において、核軍縮を専門とするポストである同ジャパン・チェアを設置した。

同ジャパン・チェアは、核軍縮「主流化」の流れを確実に進めていくためには、政府だけではない重層的な取組が必要との認識の下、日本が掲げる「現実的で実践的な核軍縮」についての議論を喚起し、また、国際社会の分断克服に貢献することを目的としている。

㊦ 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)⁽²²⁾

2010年に日本とオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループであるNPDI（12か国⁽²³⁾で構成）は、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。2022年8月にニューヨークで開催された第11回NPDI ハイレベル会合には、岸田総理大臣が

日本の総理大臣として初めて出席し、会合後にNPDIとしてNPTの実施を強化するために必要な、継続的かつハイレベルの政治的リーダーシップ及び外交上の対話の促進にコミットし続けるとの決意を表明するとともに共同声明が発出された。また、NPDIとして、第9回NPT運用検討会議に計19本、第10回NPT運用検討会議プロセスに計18本の作業文書を提出するなど、現実的で実践的な提案を通じてNPT運用検討プロセスに積極的に貢献してきている。4月から5月に開催された2026年NPT運用検討会議第3回準備委員会でも、NPDIとして共同ステートメントを実施したほか、透明性及び説明責任（アカウンタビリティ）、軍縮・不拡散教育、FMCT、並びにCTBTに係る作業文書を共同で提出した。

㊦ 国連を通じた取組（核兵器廃絶決議）

日本は、1994年以降、その時々の核軍縮に関する課題を織り込みながら、日本が掲げる現実的かつ具体的な核軍縮のアプローチを国際社会に提示するため核兵器廃絶に向けた決議案を国連総会に提出してきている。2025年の決議案においては、「核兵器のない世界」を実現する上での現実的で実践的な取組の方向性を示す必要があるとの認識の下、2026年NPT運用検討会議第3回準備委員会での議論を踏まえ、「ヒロシマ・アクション・プラン」の更なる具体化と浸透を図るため、NPTが国際的な核軍縮・不拡散体制の礎であることを確認しつつ、核兵器の不使用の継続、透明性の向上、FMCTの早期交渉開始、被爆の実相の理解向上に係る軍縮・不拡散教育など、具体的な措置の実施を国際社会に呼びかけた。

同決議案は、10月の国連総会第一委員会では145か国、12月の国連総会本会議では147か国の支持を得て採択された。賛成国には、核兵器国のほか、NATO加盟諸国、オーストラリア、韓国などの米国の同盟国や、核兵器禁止条

(22) NPDI : Non-Proliferation and Disarmament Initiative

(23) 日本、オーストラリア、ドイツ、ポーランド、オランダ、カナダ、メキシコ、チリ、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）、ナイジェリア及びフィリピン

約推進国を含む様々な立場の国々が含まれている。国連総会には、日本の核兵器廃絶決議案のほかにも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、例年国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けている。

㊦ 包括的核実験禁止条約 (CTBT)⁽²⁴⁾

日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する現実的な核軍縮措置としてCTBTの発効促進を重視し、発効要件国を含む未署名国や未批准国に対しCTBTへの署名・批准を働きかける外交努力を継続している。9月の国連総会ハイレベルウィーク中に第14回CTBT発効促進会議が開催された。岩屋外務大臣のステートメントにおいては、核兵器なき世界の実現に向けて、核実験を禁止し、核兵器の質的改善を防ぐCTBTは非常に重要な条約であり、条約の発効前であっても、核実験モラトリアムによって条約の実質を実践していくことが重要であると述べつつ、全ての未締約国による速やかな署名・締結を呼びかけた。また、条約の実効性を確保するためにも、検証体制の強化と能力構築への支援が必要であることを強調した。また、同会議では、CTBT批准国及び賛同する署名国により、附属書二掲載国（発効要件国）を中心とする未署名国・未批准国に対する早期の署名・批准の呼びかけ、核実験モラトリアムの維持の呼びかけ、検証体制構築に関する支援の確認、北朝鮮による核実験への非難などを盛り込んだ最終宣言が採択された。

㊦ 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)⁽²⁵⁾：カットオフ条約⁽²⁶⁾

FMCTは、核兵器用の核分裂性物質（高濃縮ウラン、プルトニウムなど）の生産そのもの

を禁止する条約構想である。核兵器の原材料の生産そのものを規制することは、新たな核兵器国の出現を防ぎ、また、核兵器国による核兵器の生産を制限することにつながるため、軍縮・不拡散双方の観点から大きな意義を有する。しかしながら、1993年に国連総会が、非差別的、多国間、国際的また効果的な検証が可能な、核兵器又はその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産禁止条約に関する交渉を勧告する決議を採択してから今日に至るまで長年議論が続けられているにもかかわらず、ジュネーブ軍縮会議（CD）において同条約の交渉開始に至っていない。

こうした状況の中で、交渉に向けて政治的な推進力を生み出すため、2010年代には事務総長主催軍縮会議ハイレベル会合（2010年）や、日豪両政府主催によるFMCTに関する専門家会合（2011年）、FMCTに関する政府専門家会合（GGE）（2014年から2015年）、FMCTハイレベル専門家準備グループ（2017年から2018年）といった取組が行われ、日本もそれぞれの会合での議論に積極的に参画した。しかし、関係国間の交渉開始の合意形成には至らなかった。

2023年に国連FMCT決議採択から30年の節目を迎えたことを踏まえ、同年5月のG7広島サミットにおいて発出された「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」は、FMCTへの政治的関心を再び集めることを要請した。日本は、同年9月にオーストラリア及びフィリピンとの共催でFMCTハイレベル記念行事を開催し、国際社会による同条約構想への関心を高めた。2024年3月には、日本が議長国として開催した核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合においてFMCTに対する政治的機運を維持・強化するため「FMCTフレンズ」の立上げを表明し、同年9月に主催したFMCTフレンズ・

(24) CTBT：Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty

(25) FMCT：Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

(26) 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想



第1回「FMCTフレンズ」外相会合(9月24日、米国・ニューヨーク)

ハイレベル立上げ会合において、「FMCTフレンズ」の立上げを確認した。2025年9月には、岩屋外務大臣出席の下、第1回「FMCTフレンズ」外相会合を開催し、FMCTの早期交渉開始に向けた連携を呼びかける閣僚共同声明を採択した。

㊦ 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に関する教育を重視している。具体的には、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェロシップ・プログラム⁽²⁷⁾を通じた各国若手外交官などの広島及び長崎への招へい、海外での原爆展の開催支援⁽²⁸⁾などを通じ、被爆の実相を国内外に伝達するため積極的に取り組んでいる。

被爆体験証言を実施する延べ330人以上の被爆者に対し「非核特使」⁽²⁹⁾の名称を付与してきたほか、被爆者の高齢化が進む中で、広島及び長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継いでいくことがますます重要となっていることを踏まえ、国内外の830人以上の若者に「ユース非核特使」の名称を付与してきた。

6月には、広島・長崎への原爆投下から80年の機会を捉えて、被爆の実相の理解促進のための取組を一層強化する観点から、「被爆80年

証言を世界へ」と題し、被爆者2人と継承活動に関与する若者3人を、フランス・英国・ポーランドに派遣した。現地において、被爆者は非核特使として、若者はユース非核特使として、被爆体験講話や現地の若い世代との交流などを行った(214ページ 特集参照)。

また、核兵器国、非核兵器国の双方を含む各国から、若手政策決定者や研究者などの未来のリーダーを日本に招いて被爆の実相に触れてもらい、核廃絶に向けた若い世代のグローバルなネットワークの形成に資することを目的に、日本が国連に1,000万ドルを拠出して立ち上げた「ユース非核リーダー基金」については、2024年8月、研修参加者第1期生のうち選抜された49人が1週間の訪日プログラムに参加し、広島及び長崎を訪問した。7月には、国連日本政府代表部において同基金第2期の開始を記念するイベントが開催され、岩屋外務大臣がビデオメッセージを寄せ、被爆の実相を継承し、世界により広く伝えていくために若い世代が担う役割は一層大きくなっていると述べつつ、参加者による世界規模のネットワークの構築に期待を示した。

㊦ 将来の軍備管理・軍縮に向けた取組

核軍縮分野においては、これまで、NPTなどの多国間の枠組みを通じた取組に加えて、米露二国間での軍備管理条約が締結されてきた。例えば、核弾頭及びその運搬手段の削減などを規定した新戦略兵器削減条約(新START)は、米露両国の核軍縮における重要な進展を示すものだった。日本は、2021年2月に発表された同条約の5年間の延長を歓迎したが、2022年8月、ロシアは、全てのロシア関連施設を一時的に査察対象から除外するとの声明を発出し、また、同年11月に予定されていた二国間協議委員会(BCC)の延期を米国に通告した。

(27) 特に開発途上国における軍縮専門家を育成することを目的とした国連による研修プログラム。1978年の第1回国連軍縮特別総会において実施が決定された。日本は1983年以來、本プログラム参加者(各国若手外交官など)を日本政府の費用負担で日本に招待しており、2024年までに1,027人の参加者が日本を訪問した。訪日プログラムは、広島・長崎での資料館の視察や被爆者による被爆体験講話などを通じ、被爆の実相への理解を促進する有意義な機会となっている。

(28) 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク(米国)、ジュネーブ(スイス)及びウィーン(オーストリア)で常設原爆展が開設されている。

(29) 2010年から2025年までに、330人以上の被爆者に「非核特使」の名称を付与してきている。

特集

SPECIAL
FEATURE

「被爆80年 証言を世界へ」事業の実施

6月12日から19日にかけて、「被爆80年 証言を世界へ」と題し、被爆者2人と継承活動に関与する若者3人を、フランス、英国及びポーランドに派遣しました。本事業は、広島・長崎への原爆投下から80年の機会を捉えて実施したものであり、2024年9月に発表された、被爆の実相の理解促進のための取組の3本柱、「被爆者等の海外派遣」、「被爆地訪問」、「対外発信の強化」の一環として具体化されたものです。

現地において、被爆者は「非核特使」として、若者は「ユース非核特使」として、被爆体験講話や現地の若い世代との交流などを行いました（非核特使：八幡照子氏、飯田國彦氏、ユース非核特使：井上つぐみ氏、増本夏海氏、八幡恵氏）。

■ 被爆体験講話

フランス、英国及びポーランドで行われた被爆体験講話では、いずれの国でも会場は百数十人の聴衆で満席となり、非核特使は自身の被爆体験について、ユース非核特使は被爆体験伝承などの活動について講演を行いました。聴衆は講話に熱心に耳を傾け、被爆当時の状況、被爆後の苦難といった被爆体験について、質問を投げかけました。また、被爆体験を乗り越えて人前で話す勇気をどのようにしたら持てるようになったのか、被爆を直接体験していないユースがどのようにして伝承しているのかといった質問も寄せられ、非核特使及びユース非核特使による証言・伝承活動に対する高い関心が示されました。被爆体験講話の終了後は、5人に対して直接お礼したいと希望する聴衆が長蛇の列を作り、特使たちも精力的に現地の市民と交流を深めました。



被爆体験講話（6月16日、英国・ロンドン）

■ 現地の若者との交流

ユース非核特使3人は、フランス及び英国では現地の大学生と、ポーランドでは現地の高校生と交流し、被爆体験伝承などの平和活動に関する発表を行いました。また、非核特使も交えた意見交換も併せて実施されました。

現地の若者からは、原爆投下時の被爆地の状況等に関する質問が寄せられたほか、若い世代へのメッセージを非核特使に求める場面も見られました。同世代であるユース非核特使による被爆体験伝承などの平和活動についても関心が示され、率直な意見交換が行われました。

日本政府は、被爆の実相を国際社会及び将来の世代に継承していくことを核軍縮に向けたあらゆる取組の原点として重視しており、また、唯一の戦争被爆国としての責務であると考えています。

今回の事業は、現地の聴衆から、「最も強く感じたメッセージは、核兵器は絶対に誰に対しても使用されるべきではないということ」等の感想が数多く寄せられたとおり、被爆の実相について、国境や世代を超えて理解を深める機会となりました。

今後も、被爆者や継承活動に関与するユースの方々等と連携しながら、被爆の実相の理解促進に向けた取組を進めていきます。

2023年1月には米国国務省はロシアが新STARTを遵守しているとは認定できないとの議会報告書を米国議会上院に提出し、同年2月、プーチン・ロシア大統領は、年次教書演説において、新STARTの履行停止を発表した。こうした動きを受け、日本は、例えば「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」において、新STARTを損なわせるロシアの決定に対する深い遺憾の意を表明した。しかし、2026年2月、新STARTは延長期限を満了し、失効した。核兵器をめぐる昨今の情勢を踏まえれば、米露を超えたより広範な国家、より広範な兵器システムを含む新たな軍備管理枠組みを構築していくことが重要である。その観点から、日本は様々なレベルでこの問題について関係各国に働きかけを行ってきている。前述の核兵器廃絶決議においても、核兵器を最も多く有している3か国による核兵器の増加抑制のための将来の核軍備管理枠組みについての誠実な交渉や、核軍備競争予防の効果的な措置に関する軍備管理対話を開始する核兵器国の特別な責任に言及している。

(2) 不拡散及び核セキュリティ

ア 不拡散に関する日本の取組

日本は、2022年国家安全保障戦略にもあるように、自国の安全を確保し、かつ国際社会の平和と安全を維持するため、不拡散政策にも力を入れている。不拡散政策の目標は、日本及び国際社会にとって脅威となり得る兵器（核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器及びそれらを運ぶミサイル並びに通常兵器）やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐことにある。

国際秩序が動揺する中、北朝鮮、イランなどにおける拡散懸念は高まっている。また、経済

成長に伴う兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力の増大、グローバル化の進展に伴う流通形態の複雑化及び懸念物資などの調達手法の巧妙化、新技術の登場を背景とした民生技術の軍事転用のリスクの高まりなども拡散リスクを増大させている。さらに、近年原子力エネルギーの需要が高まる中、不拡散及び核セキュリティの重要性も増している。

このような状況において、日本は、国際的な不拡散体制・ルール、国内における不拡散措置、各国との緊密な連携・能力構築支援などを通して不拡散政策に取り組んでいる。

拡散を防ぐための手段には、前述のNPT、CTBT、FMCTに加え、保障措置、輸出管理、拡散対抗の取組などがある。

保障措置とは、核兵器の拡散防止のために、原子力（核物質）が、原子力発電などの平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されないことを担保することを目的に、国際原子力機関（IAEA）⁽³⁰⁾と国家との間で締結される保障措置協定に従って行われる検証活動である。これはNPTの3本柱の一つである核不拡散の中核的手段であり、その強化は核軍縮・原子力の平和的利用の推進にとっても不可欠である。日本はIAEAの指定理事国⁽³¹⁾として、IAEA関連活動の支援、保障措置に対する理解や実施能力の増進支援、追加議定書（AP）⁽³²⁾の普遍化促進などを進めている。また、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）⁽³³⁾会合への貢献やアジア諸国に対する日本での研修事業実施などを通じて、各国における保障措置の能力開発にも貢献している。

輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、兵器やその関連物資・技術を入手し、拡散しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行う取組である。国際社会には四つの輸出管理

(30) IAEA：International Atomic Energy Agency

(31) IAEA理事会で指定される13か国。日本を含む高度な原子力技術を有する国が指定されている。

(32) AP（Additional Protocol）：NPT締約国である非核兵器国は、NPT第3条1項に基づきIAEAとの間で当該国の平和的な原子力活動に係る全ての核物質を対象とした「包括的保障措置協定（CSA）」などを締結することを義務付けられているが、これに追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限がIAEAに与えられる。2024年10月時点で、143か国が締結している。

(33) APSN：Asia Pacific Safeguards Network

の枠組み（国際輸出管理レジーム）があり、日本は、全てのレジームに発足当時から参加し、国際的な連携を図りつつ、厳格な輸出管理を実施している。具体的には、核兵器に関して原子力供給国グループ（NSG）⁽³⁴⁾、生物・化学兵器に関してオーストラリア・グループ（AG）⁽³⁵⁾、ミサイル⁽³⁶⁾に関してミサイル技術管理レジーム（MTCR）⁽³⁷⁾、通常兵器に関してワッセナー・アレンジメント（WA）⁽³⁸⁾があり、各レジームにおいて、管理すべき兵器の開発に資する汎用品・技術をそれぞれリスト化している。参加国は、それらリストの掲載品目・技術について国内法に基づき輸出管理を行うことで、懸念物資・技術の不拡散を担保している。日本は、国際的なルール作り、ルールの運用に積極的に関与しているほか、在ウィーン国際機関日本政府代表部をもってNSGの事務局の役割を担っている。

また、日本は、こうした保障措置や国際輸出管理レジームを補完し、大量破壊兵器の拡散や脅威に総合的に対処するために、拡散対抗の取組を推進している。具体的には、拡散に対する安全保障構想（PSI）⁽³⁹⁾の活動に積極的に参加し、大量破壊兵器などの拡散阻止のため、各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同して取り得る措置を実施・検討している。加えて、非国家主体への大量破壊兵器及びその運搬手段（ミ

サイル）の拡散防止を目的として2004年に採択された国連安保理決議第1540号⁽⁴⁰⁾に関し、日本はアジア諸国による同決議の履行支援のための資金を拠出するなど、国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献している。

輸出管理を始めとした不拡散の取組は、国際ビジネス環境の予見可能性を高め、投資・貿易を促進する役割を果たしている。高度にグローバル化した世界経済の中、自由貿易を確保しながら、効率的、効果的な輸出管理を行うために、高い技術力を有する日本の産業界、学术界の協力を得ながら、各国の輸出管理制度の調和・強化を含めた国際協調を進めている。そうした観点から、日本は、アジア諸国を中心に不拡散体制への理解促進と地域的取組の強化を図るため、毎年、アジア不拡散協議（ASTOP）⁽⁴¹⁾やアジア輸出管理セミナー⁽⁴²⁾を開催している。

1 地域の不拡散問題

北朝鮮は、2025年も弾道ミサイルの発射を繰り返すなど、核・ミサイル開発を継続した。一連の北朝鮮の行動は、関連する国連安保理決議の明白な違反であり、日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会に対する明白かつ深刻な挑戦であり、断じて容認できない。8月のIAEA事務局長報告は、北朝鮮の核活動は引き続き深刻な

(34) NSG : Nuclear Suppliers Group

(35) AG : Australia Group

(36) 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」（HOC）があり、2025年10月時点で、145か国が参加している。

(37) MTCR : Missile Technology Control Regime

(38) WA : Wassenaar Arrangement

(39) PSI (Proliferation Security Initiative) : 2003年に発足。2025年末時点で、116か国がPSIの活動に参加・協力している。2013年、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国の6か国は、アジア太平洋ローテーション訓練として1年ごとに訓練を主催することで合意した。日本は、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁、防衛省・自衛隊などが連携し、これまで2004年、2007年、2018年及び2025年にPSI海上阻止訓練、2012年及び2025年にPSI航空阻止訓練、2010年にオペレーション専門家会合（OEG）をそれぞれ主催したほか、直近の2024年9月のオーストラリア主催訓練を始め、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。

(40) 2004年4月採択。全ての国に対し（1）大量破壊兵器開発などを試みるテロリストなどへの支援の自制、（2）テロリストなどによる大量破壊兵器開発などを禁ずる法律の制定及び（3）大量破壊兵器拡散を防止する国内管理（防護措置、国境管理、輸出管理など）の実施を義務付けるとともに、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」（国連安保理決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任務）を設置

(41) ASTOP (Asia Senior-Level Talks on Non-Proliferation) : 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、インド、韓国、そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス、オランダ及びEUの局長級が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議で、2003年に発足。直近では、2024年10月に第19回協議を開催し、アジアにおける拡散課題や輸出管理の強化について議論した。

(42) 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催している（2021年のみ新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。

特集

SPECIAL
FEATURE拡散に対する安全保障構想 (PSI)¹
日本主催訓練「Pacific Shield 25」

拡散に対する安全保障構想 (PSI) は、2003年に米国の提唱により日本を含む11か国で発足した、大量破壊兵器・ミサイル等の拡散を阻止するため参加国が共同して移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組です。2014年から、PSIに参加するアジア太平洋地域の主要国である日本・米国・韓国・オーストラリア・ニュージーランド・シンガポールが、1年ごとに持ち回りで共同訓練を実施しています。日本は、2004年及び2007年の海上阻止訓練、2012年の航空阻止訓練、2018年の海上阻止訓練に続き、2025年12月2日から5日にかけて、日本で5回目となる訓練として、海上阻止訓練「Pacific Shield 25」及びPSIの今後の方向性を議論するオペレーション専門家会合 (OEG)²を開催しました。

訓練には、上記6か国に加えて、20か国・1関係機関がオブザーバー参加し、日本側からは外務省、警察庁、財務省・税関、海上保安庁、防衛省・自衛隊などが連携して参加しました。具体的には、自衛隊、米国、オーストラリア及び韓国が参加し、大量破壊兵器関連物資を輸送中の容疑船舶の捜索・追尾・乗船等に係る実動訓練を行ったほか、警察庁、税関及び海上保安庁による化学物質の検査等を行う港湾訓練などを実施しました。そのほか、不拡散に対する認識を向上させるための意見交換を行うアカデミックセッション、大量破壊兵器関連物資の拡散への対応に関するシミュレーション机上訓練、さらに、21か国が参加して今後のPSIの方針について議論するOEGも開催されました。

日本は、7年ぶりに主催した一連の訓練を通じて、各国の関係機関による大量破壊兵器等の拡散阻止に関する能力の向上、各国の法執行機関、軍・防衛当局、情報機関などによる相互の連携の強化、PSI非参加国によるPSIへの理解の深化等に貢献しました。



港湾訓練における警視庁による容疑物質の簡易検査
(12月3日、東京)



開会式における参加国代表の集合写真 (12月2日、外務省)

1 PSI : Proliferation Security Initiative

2 OEG : Operational Experts Group

■ 日本と国際原子力機関 (IAEA)

IAEAは、原子力の平和的利用を促進し、同時に原子力が軍事的目的で利用されないことを確保することを目的に、1957年に設立された国連の関連機関である。1970年に発効したNPT第3条においても、平和的利用のための原子力技術が軍事転用されることを防止するため、非核兵器国がIAEAとの間で締結する協定に従って行われる検証活動（保障措置）を受諾する義務が規定されている。

「核の番人」とも呼ばれるIAEAは、核不拡散の観点からは、保障措置の実施や北朝鮮・イランなどの核不拡散課題への対応において重要な役割を果たしているほか、核テロ対策にも取り組んでいる。また、原子力の平和的利用の促進の観点からは、原子力発電に係る技術支援のみならず、保健・医療、食料・農業、水資源管理、環境、産業応用などの非発電分野における原子力技術の応用研究・支援を強化しており、さらには近年ではフュージョンエネルギー分野にも注力するなど、その活動は多岐にわたる。

日本は、原加盟国としてIAEAに加盟して以降、指定理事国として総会及び理事会での議論に貢献するほか、伝統的に核不拡散分野や原子力の平和的利用においてIAEAとの協力を深め、人材面、財政面・技術面でその活動を積極的に後押ししてきた。最近では、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水¹の海洋放出や、ウクライナの原子力安全分野における協力に加え、医療・食料・環境などの分野での原子力利用に対する世界的な関心と需要の高まりを背景にIAEAが推進する様々なイニシアティブでも協力を進めている。開発途上国における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けてIAEAが提唱した、Rays of Hope（放射線がん治療・診断に関するイニシアティブ）やAtoms4Food（食料問題に関するイニシアティブ）はその一例であり、日本からも資金拠出を行っている。

グロッシェ事務局長による5回に及ぶ外務省賓客としての訪日の機会なども通じて、核不拡散及び原子力の平和的利用の両分野における連携を強化している。



外務省賓客として来日したグロッシェ IAEA 事務局長と岩屋外務大臣 (2月18日、東京)

¹ ALPS処理水とは、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System：ALPS）を含む複数の浄化設備により、トリチウム以外の放射性物質の濃度が安全に関する規制基準値を確実に下回るように浄化した水である。海洋放出に当たっては、トリチウムについても安全に関する規制基準値を十分に満たすよう、海水で大幅に希釈する。

懸念を生じさせるものであり、北朝鮮の核計画の継続は国連安保理決議の明確な違反であると指摘した。さらに、9月のIAEA総会では、北朝鮮に対して、全ての核兵器及び既存の核計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での放棄並びに全ての関連活動の速やかな停止に向けた具体的な行動を強く求める決議が賛成多数で採択され、北朝鮮の非核化に向けたIAEA加盟国の強固な立場を示した。日本も、4月から5月の2026年NPT運用検討会議第3回準備委員会や9月のIAEA総会、IAEA定例理事会などにおいて北朝鮮の核問題への対処の重要性を国際社会に積極的に発信した。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる

射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致団結して、国連安保理決議を完全に履行することが重要である。北朝鮮からロシアへの弾道ミサイルなどの移転といった軍事協力は国連安保理決議の明白な違反であり、日本としては、引き続き、米国、韓国を始めとする関係諸国や国連やIAEAなどの国際機関などと緊密に連携していく。また、国連安保理決議の完全な履行の観点から、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく。NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおいても、北朝鮮の核・ミサイルに関する議論に日本は積極的に貢献していく。

イランは、2018年に米国（第1期トランプ政

権)が包括的共同作業計画(JCPOA)⁽⁴³⁾から離脱し、イランへの独自制裁を復活させて以降、JCPOA上のコミットメントを低減する措置を継続してきた。2021年2月に追加議定書(AP)を含むJCPOA上の透明性措置の履行停止、同年4月には60%の濃縮ウランの製造を開始した。

6月、イスラエル及び米国はナタンズやフォルドなどのイラン核施設を攻撃した。同年8月、E3(英仏独)は国連安保理議長にイランによるJCPOAコミットメントの重大な不履行を通知し、9月19日に国連安保理において、イランに対する制裁措置終了を継続する決議案が否決された。これに伴い、9月28日、国連安保理決議第2231号主文12に規定されていた過去の国連安保理決議(第1737号、第1747号、第1803号、第1929号など)に基づく対イラン制裁が再適用されることとなり、イランにウラン濃縮を含む核不拡散上機微な一部の核活動の停止が再度義務付けられることとなった。

一連の保障措置問題(イラン国内でIAEAに未申告の核物質が検出された問題。6月、同問題が未解決であることを受けて、IAEA理事会はイランの保障措置義務違反を認定した。)を含むイランの核問題の解決に向け、IAEAは、イランへの関与の取組を継続している。同月のイスラエルと米国によるイラン攻撃を受けて、イランはIAEAとの協力を一時停止しており、日本は、イランに対して、IAEAとの完全な協力を直ちに再開するよう強く求めている。また、対話を通じた核問題の解決が重要との立場から、日本は米国とイランの間の協議の早期再開を含む外交の重要性を強調している(2026年2月28日のイスラエル及び米国によるイランに対する

攻撃を受けた動きについては、155ページ 第2章第7節2(5)参照)。さらに、日本は、NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおけるイランの核・ミサイル・無人航空機(UAV)⁽⁴⁴⁾に関する議論にも貢献していく。

シリアは、2011年のIAEA理事会で未申告の原子炉建設などがIAEA保障措置協定下の違反を構成すると認定されており、今日まで未解決の問題として議論されているが、2024年10月までにIAEAによる未申告の原子炉建設に関連する施設3か所の訪問が実現した。今後、新政権との間での進展が期待される。日本はこの未解決の問題を解決するために、シリアがIAEAに対して完全に協力することを求めている。同国が追加議定書を署名・締結し、実施することが重要である。

ウ 核セキュリティ

核物質やその他の放射性物質を使用したテロ活動を防止するための「核セキュリティ」は、2001年9月の米国同時多発テロ事件以降、核テロ対策の重要性が強く認識されるようになり、その後、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)⁽⁴⁵⁾や核セキュリティ・サミット、核セキュリティに関する国際会議(ICONS)⁽⁴⁶⁾といった核セキュリティの強化に向けた多国間協議が開催されるとともに、2007年に核テロ防止条約、2015年に核物質防護条約の改正が発効するなど、国際社会における協力が進展してきた。ただし、ロシアによるウクライナ侵略に伴い、米露共同議長の下で開催されてきたGICNTの活動が停滞したことから、2024年に、米国は、「放射線・核

(43) JCPOA (Joint Comprehensive Plan of Action) : イランの原子力活動に制約をかけたつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの(イラン側の主な措置)

- 濃縮ウラン活動に係る制約
 - ・稼働遠心分離機を5,060機に限定
 - ・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定など
- アラク重水炉、再処理に係る制約
 - ・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
 - ・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しない

(44) UAV : Unmanned Aerial Vehicle

(45) GICNT : Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism

(46) ICONS : International Conference on Nuclear Security

テロリズムを予防するためのグローバル・フォーラム」(Global FTRPNT)⁽⁴⁷⁾を立ち上げて初回会合を開催し、同会合では核テロ対策能力を向上させる方策などが議論された。また、ウクライナ国内の原子力施設の安全・セキュリティ確保に向けた取組も求められてきている。

昨今、各国におけるエネルギー需要の増大や脱炭素の世界的潮流の中で、原子力発電への国際社会の関心が高まってきている。このような中、原子力の平和的利用を進める各国は、非国家主体への核兵器や核物質の拡散リスクといった核セキュリティに対する認識を向上させ、最高水準の核セキュリティの確保に向けて取り組んでいく必要がある。日本としても、IAEA事務局長のリーダーシップの下で様々な活動を展開するIAEAや各国と連携しつつ、国際社会における最高水準の核セキュリティの確保に向けて、引き続き貢献していく。

(3) 原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの3本柱の一つであり、NPTで、不拡散を進める締約国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を進展させることは「奪い得ない権利」とされている。国際的なエネルギー需要の拡大や、脱炭素化電源としての関心の高まりなどを背景に、原子力発電⁽⁴⁸⁾を

活用する又は活用を計画する国は多い。

一方、これら原子力発電に利用される核物質、機材及び技術が軍事転用される可能性もあり、また一国の事故が周辺諸国にも影響を与え得る。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、(ア) 保障措置、(イ) 原子力安全(原子力事故の防止に向けた安全性の確保など)及び(ウ) 核セキュリティの「3S」⁽⁴⁹⁾の確保が重要である。日本はこれまで、二国間、多数国間の枠組みを通じて、「3S」確保の重要性を国際社会の共通認識とするための外交を展開してきたほか、「3S」の強化に資する人材育成支援事業を行っている。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。この観点から、引き続き、2013年に福島県において指定された「IAEA緊急時対応能力研修センター」を通じて、IAEAとの協力の下、原子力緊急事態への準備及び対応の分野での能力強化に貢献していく。

ウクライナでは、ロシアの侵略により、長期にわたりロシアによる占拠が継続しているザポリジヤ原子力発電所を始め、原子力施設の安全や核セキュリティが脅かされている。日本は、ロシアによる侵略を強く非難するとともに、IAEA事務局長による七つの柱⁽⁵⁰⁾及び五つの原則⁽⁵¹⁾を含む、IAEAによるウクライナの原

(47) Global FTRPNT : Global Forum to Prevent Radiological and Nuclear Terrorism

(48) IAEAによると、原子炉は世界中で415基が稼働中であり、62基が建設中 (IAEAホームページ、2025年12月時点)

(49) 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置 (Safeguards)、原子力安全 (Safety) 及び核セキュリティ (Security) の頭文字を取って「3S」と称されている。

(50) 1. 原子炉、燃料貯蔵プール、放射線廃棄物貯蔵・処理施設にかかわらず、原子力施設の物理的一体性が維持されなければならない。
2. 原子力安全と核セキュリティに係る全てのシステムと装備が常に完全に機能しなければならない。
3. 施設の職員が適切な輪番で各々の原子力安全及び核セキュリティに係る職務を遂行できなければならない、不当な圧力なく原子力安全と核セキュリティに関して、決定する能力を保持しなければならない。
4. 全ての原子力サイトに対して、サイト外から配電網を通じた電力供給が確保されていなければならない。
5. サイトへの及びサイトからの物流のサプライチェーン網及び輸送が中断されてはならない。
6. 効果的なサイト内外の放射線監視システム及び緊急事態への準備・対応措置がなければならない。
7. 必要に応じて、規制当局とサイトとの間で信頼できるコミュニケーションがなければならない。

(51) 1. 特に原子炉、使用済み燃料倉庫、その他の重要なインフラ設備及び職員を狙った、原子力発電所からの、又は、原子力発電所に対するいかなる攻撃も行ってはならない。
2. ザポリジヤ原子力発電所が、同発電所からの攻撃に使用され得るような軍事要員又は重火器 (例: 多連装ロケット砲、砲撃システムや弾薬、戦車) の倉庫や基地として使用されてはならない。
3. 原子力発電所のオフサイト電源がリスクにさらされてはならない。全てのオフサイト電源が常に保護され、使用可能な状態であるよう確保するための全ての努力が行われなければならない。
4. ザポリジヤ原子力発電所の安全かつ確実な運用にとって不可欠な全ての設備、システム及び備品は、攻撃及び破壊行為から保護されなければならない。
5. これらの原則を損なういかなる行動もとってはならない。

子力施設の安全や核セキュリティの確保に向けた取組を引き続き支援していく。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用などの非発電分野でも活用されている。これら非発電分野での原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、開発途上国がNPT締約国の大半を占める中で重要性が増してきており、IAEAも、開発途上国への技術協力に取り組んでいる。

こうした中、日本は、開発途上国を中心に原子力の平和的利用の恩恵を広め、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTを下支えするとともに、SDGsの達成に貢献するために、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）⁽⁵²⁾」に基づく技術支援や、「技術協力基金（TCF）」及び「平和的利用イニシアティブ（PUI）⁽⁵³⁾」への拠出などを通じた財政支援により、IAEAの活動を積極的に支援している。PUIへの拠出を通じたIAEAの支援事業の例としては、がん対策、食糧問題への対処、海洋プラスチックごみ問題への対処のための事業が挙げられる。

イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、相手国との間で原子力の平和的利用分野における協力を実現するため、相手国との間で移転される原子力関連資機材などの平和的利用及び核不拡散の法的な確保に必要な枠組みを定めるために締結するものである。また、二国間協定の下で、原子力安全の強化などに関する協力を促進することも可能である。原子力協定の枠組みを設けるかどうかは、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討してきている。12月時点で、日本は、発効順で、カナダ、フランス、オーストラリア、中国、米国、英国、欧州原子力共同体（EURATOM）、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシ

ア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）及びインドの14か国・1機関との間で二国間原子力協定を締結している。

ウ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉及びALPS処理水の取扱い

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策、除染・環境回復は、困難な作業ではあるものの、世界の技術や英知を結集し、原子力分野の専門機関であるIAEAとも緊密に連携しつつ、着実に進められている。2021年4月、日本政府はALPS処理水の処分に関する基本方針を公表し、同年7月には、日本政府とIAEAとの間で、「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の取扱いの安全面のレビューに関する日本政府に対するIAEAの支援についての付託事項（TOR）」が署名された。IAEA職員及びIAEAが選定した国際専門家で構成されるIAEAタスクフォースは、このTORに基づき、日本政府及び東京電力に対し、第三者の立場から安全性と規制面に係るレビューを実施してきた。

2023年7月4日、グロッシーIAEA事務局長が訪日し、TORに基づくこれらのレビューを総括するIAEA包括報告書が岸田総理大臣に手交された。IAEA包括報告書では、（ア）ALPS処理水の海洋放出に対する取組及び関連の活動は、関連する国際安全基準に合致していること、（イ）ALPS処理水の海洋放出による人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどであることが結論として示され、（ウ）IAEAが放出中及び放出後も継続して追加的なレビュー及びモニタリングを行う予定であることが示された。

同年8月22日の廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を経て、同年8月24日、ALPS処理水の海洋放出が開始された。ALPS処理水は計画どおり

(52) RCA : Regional Cooperative Agreement for Research, Development and Training Related to Nuclear Science and Technology

(53) PUI : Peaceful Uses Initiative

放出されており、これまでのモニタリング結果やIAEAの評価から安全であることが確認されている。

また、海洋放出開始後、2023年10月、2024年4月、同年12月、2025年5月及び12月に、IAEAによる安全性及び規制面レビューミッションが5回行われ、公表された放出開始後1回目から4回目のレビューミッションの報告書においても、IAEAは2023年7月4日の包括報告書で示した安全性レビューの根幹的な結論を再確認することができたとしている。

2024年9月20日、日本とIAEAは、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充することで一致した。同日、中国との間ではALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について、「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。同年10月以降、中国を含む第三国専門家も参加して追加的モニタリングが累次実施され、これらの公表済みの結果報告書では、ALPS処理水の海洋放出の安全性が確認されている。中国政府からも、これまで分析が完了したものについて、結果が全て正常であったことが発表された。2025年6月末には、中国政府から、日本の一部地域の水産物の輸入を回復させる公告が発出された。今後とも「日中間の共有された認識」を実施していくことが重要であり、政府としては、引き続き中国側に対して、日本側輸出関連施設の速やかな再登録を含め、輸出の円滑化について働きかけるとともに、残された10都県産の水産物の輸入規制の撤廃等を強く求めていく。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進める観点から、日本政府は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能

濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項についても、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、在京外交団を始めとする関係団体及びIAEA向けの現状の通報や、原子力発電所事故以来100回以上に上る在京外交団などに対する説明会の開催、在外公館を通じた情報提供、SNSなどを活用した情報発信などを行っている。

日本政府は、ALPS処理水の海洋放出の安全性について今後も国際社会に対し、科学的根拠に基づき、透明性の高い説明を引き続き丁寧に行っていく方針であり、風評被害を助長しかねない主張に対しては、適切に対応していく。

(4) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）⁽⁵⁴⁾は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定や条約実施機関がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年以降、履行支援ユニット（事務局機能）の設置や、5年に1度開催される運用検討会議の間における年2回の会期間会合の開催などが決定され、BWC体制の強化に向けた取組が進められてきた。

2022年に行われた第9回運用検討会議において、BWCの実行をあらゆる面で強化するため、全締約国に開かれた作業部会を設置することが決定された。作業部会は2023年から会合を開き、締約国が国際協力に係る措置、科学技術の進展に係る措置、条約遵守・検証に係る措置などにつき検討を進めている。

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）⁽⁵⁵⁾は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保

(54) BWC : Biological Weapons Convention 1975年3月発効。締約国数は187か国・地域（2025年12月時点）

(55) CWC : Chemical Weapons Convention 1997年4月発効。締約国数は193か国・地域（2025年12月時点）

しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）⁽⁵⁶⁾が設置されている。OPCWは、シリアの化学兵器廃棄において、国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力が評価されノーベル平和賞を受賞した。

化学産業が発達し、化学工場の数が多い日本は、OPCWの査察を数多く受け入れている。

日本は、OPCWに対して具体的な協力を積極的にを行っている。2024年3月には、日本は、ウクライナにおける対化学兵器防護・援助に貢献するため、OPCWに対し約2,600万円を拠出した。同資金は、OPCWを通じたウクライナへの化学物質分析計の供与に当てられる。また、2025年3月のOPCW執行理事会第108回会合に際して、オウム真理教による地下鉄サリン事件から30年の機会に、化学テロの脅威に関する認識を喚起し、化学テロ対策に関する国際社会の議論を促進するため、化学テロに関する日米共同サイドイベントを開催した。このほか、日本は、加盟国を増やすための施策や、締約国による条約の国内実施措置の強化により条約の実効性を高めるための施策に取り組んでいる。

また、日本は、CWCに基づき、中国国内で遺棄された旧日本軍の化学兵器について、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指している。

(5) 通常兵器

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、戦車、大砲、地雷から、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。実際の紛争で広く使用され、文民の死傷にもつながる通常兵器の問題は、安全保障に加え人道の観点からも深刻であり、グテーレス国連事務総長が2018年に発表した軍縮アジェンダにおいて、通常兵器分野の軍縮は「人命を救う軍縮」として3本

柱の一つに位置付けられている。日本は、通常兵器に関する国際的な協力・支援や関連会議での議論などを通じて、積極的な貢献を継続している。

ア 小型武器

小型武器は、実際に使用され多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも称され、入手や操作が容易であるため拡散が続き、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの一因となっている。日本は、2001年以来毎年、小型武器非合法取引決議案を他国と共同で国連総会に提出し、同決議は毎年採択されてきている。また、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策事業を支援してきている。2019年には、グテーレス国連事務総長の軍縮アジェンダに基づき設立された小型武器対策のための基金に200万ドルを拠出し、同基金を通じた小型武器対策事業が、非合法小型武器の影響を受ける国々において実施されている。

イ 武器貿易条約（ATT）⁽⁵⁷⁾

通常兵器の国際貿易を規制するための共通基準を確立し、不正な武器移転などを防止することを目的としたATTは、2014年12月に発効した。日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の1か国として、国連における議論及び交渉を主導し、条約の成立に大いに貢献した。また発効後も、2018年8月、アジア大洋州から選出された初めての議長国として第4回締約国会議を東京で開催するなど、積極的な貢献を継続している。8月に開催されたATT第11回締約国会議では、ステートメントを行い、条約の普遍化に向けたアジア太平洋地域の未締結国に対する働きかけやATT関連情報の提供などの日本の取組を説明するとともに、全ての締約国による条約の厳格な履行継続を訴えたほか、透明性・報告、履行促進などに

(56) OPCW : Organization for the Prohibition of Chemical Weapons

(57) 武器貿易条約（ATT : Arms Trade Treaty）の2025年12月時点の締約国は117か国・地域。日本は、署名が解放された日に署名を行い、2014年5月に受諾書を寄託した。

係る議論で積極的な貢献を果たした。

ウ 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW)⁽⁵⁸⁾

CCWは、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項などを定めた枠組条約及び個別の通常兵器などについて規制する五つの附属議定書から構成される。枠組条約は1983年に発効し、日本は、枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書ⅠからⅣを締結している。2017年からは、急速に進歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致死兵器システム (LAWS)⁽⁵⁹⁾に関する政府専門家会合が開催されており、2019年にはLAWSに関する指針11項目が作成された。日本はこうした国際的なルール作りに関する議論に積極的かつ建設的に貢献してきており、2023年3月には、米国、英国、オーストラリア、カナダ、韓国と共に「国際人道法を基礎とした禁止と制限の方法に係る自律型兵器システムに関する条項案」を政府専門家会合に提出した。2023年3月の政府専門家会合では、国際人道法を遵守できない兵器システムは禁止し、それ以外の兵器システムは制限するとの考え方を含む報告書が全会一致で採択された。また、2024年5月には、LAWSに関する国連総会決議を踏まえ、国連事務総長報告書の作成及び政府専門家会合での議論に資することを目的に、LAWSに関する日本の見解をまとめた作業文書を提出した。

また、AIを含む新興技術が軍事領域に与える影響に係る国際的議論の活発化を背景に、2024年9月、韓国において「軍事領域におけ

る責任あるAI (REAIM)⁽⁶⁰⁾」第2回サミットが開催された。また、4月、日本は、「軍事領域におけるAIと国際の平和及び安全への影響」に関する国連総会決議を踏まえ、同分野に関する見解をまとめた作業文書を提出した。

エ 対人地雷

日本は、1998年の対人地雷禁止条約 (オタワ条約)⁽⁶¹⁾締結以来、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化などを含む同条約の包括的な取組を推進してきた。アジア太平洋地域各国へのオタワ条約締結に向けた働きかけに加え、人道と開発と平和の連携の観点から、国際社会において、地雷除去や被害者支援などを通じた国際協力も着実に実施してきている。

12月には、ジュネーブ (スイス) で開催されたオタワ条約第22回締約国会議の議長を務め、茂木外務大臣がビデオメッセージで、同会議を条約へのコミットメントを再確認する機会にしたいと呼びかけるとともに、日本は「地雷のない世界」の実現に向けて、今後も各国と連携しながら、条約の発展と国際的な地雷対策を主導していくと表明した。

オ クラスター弾⁽⁶²⁾

クラスター弾がもたらす被害は、人道上の観点から国際的に深刻に受け止められている。日本は、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施⁽⁶³⁾している。また、クラスター弾に関する条約⁽⁶⁴⁾ (CCM)⁽⁶⁵⁾の締約国を拡大する取組も継続しており、9月に開催されたCCM第13回締約国会議においても、これらの課題に関する議論に参加し、日本の積極的な取組をアピールした。

(58) 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW : Convention on Certain Conventional Weapons) の2025年12月時点の締約国は128か国・地域

(59) LAWS : Lethal Autonomous Weapons System

(60) REAIM : Responsible Artificial Intelligence in the Military Domain

(61) 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年に発効した。2025年12月時点の締約国数は、日本を含め166か国・地域

(62) 一般的には、多量の子弹を入れた大型の容器が空中で開かれて子弹が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

(63) クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

(64) クラスター弾の使用・生産・保有などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2025年12月時点の締約国数は、日本を含め111か国・地域

(65) CCM : Convention on Cluster Munitions

5 国際連合(国連)における取組

(1) 日本と国連との関係

国連は、世界のほぼ全ての国(2025年12月現在193か国)が加盟する国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、貧困・開発、人権、難民問題、環境・気候変動、防災、保健を含む多様な分野の諸課題に取り組んでいる。

日本は、1956年に加盟して以来、国連の普遍性と専門性の両面を活用しつつ、国連の活動の3本柱である国際の平和と安全、開発、人権を始めとする様々な分野において、多国間協力を通じた政策目的の実現を図ってきた。国連安全保障理事会(国連安保理)の非常任理事国を加盟国中最多の12回務め、国際の平和と安全の実現及び維持に積極的に貢献してきたのは、その重要な例である。また、こうした活動を支えるため、政府として国連への財政拠出を行いつつ、組織面(マネージメント)への関与を行ってきたほか、国連において活躍する日本人職員を支援し、重要なポストの獲得に努めている。国際秩序が大きく揺らぐ中、法の支配に基づく国際規範の強化がより一層必要となっている。日本は、国連を中核に据えた多国間主義の強化、そして安保理改革を始めとする国連の機能強化に積極的に取り組んでいる。

(2) 2025年の主要行事

9月、第80回国連総会ハイレベルウィークには、石破総理大臣と岩屋外務大臣が出席した。

石破総理大臣は、一般討論演説において、国連の成り立ちを振り返りつつ、安保理改革の緊急の必要性を力強く訴えた。また、中東地域の平和と安定に向けた日本の取組強化の決意を述べたほか、「核兵器のない世界」の実現を訴えるとともに、課題解決策を各国と共に創る日本



国連総会議場で一般討論演説を行う石破総理大臣
(9月23日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ)



国連総会ハイレベルウィークにおける石破総理大臣とグテーレス国連事務総長との会談(9月23日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ)

の国際協力について発信した。その上で、健全で強靱な民主主義の重要性を指摘し、「分断より連帯、対立より寛容」と呼びかけた。

また、石破総理大臣は、グテーレス国連事務総長を始めとする各国・機関首脳と会談や懇談を行い、国際場裡における様々な課題及び二国間関係について意見交換を積極的に行った。グテーレス国連事務総長との会談では、石破総理大臣から、安保理改革の緊急の必要性について改めて提起するとともに、UN80イニシアティブ⁽⁶⁶⁾を始めとする国連改革における連携も引き続き行っていきたいと述べた。また、国連関連機関における日本人職員の雇用維持、増強を改めて依頼した。グテーレス国連事務総長から

(66) UN80イニシアティブ：2025年3月11日にグテーレス国連事務総長が提唱した、国連システム全体に係る改革。より強力で効果的な、21世紀にふさわしい国連の実現を目指す取組であり、「効率化」、「マンダートの実施状況の見直し」、「組織再編」の三つの柱(ワークストリーム)から構成される。

特集

SPECIAL
FEATURE

国連創設80周年

2025年、国連は創設80周年という節目を迎えました。国連は、戦争の惨禍を再び繰り返さないという人類の誓いの下、1945年の創設以来、世界の平和と安全、開発、人権を始めとする様々な分野において、多国間協力の中心的な舞台として歩み続けてきました。

■ 国連創設の歩み

国連は、第二次世界大戦を防げなかった国際連盟の反省を踏まえて誕生しました。1945年4月から6月にかけて、50か国の代表が「国際機関に関する連合国会議（United Nations Conference on International Organization）」に出席するため、米国・サンフランシスコに集まりました。会議では、「戦争の惨害から将来の世代を救う」との決意を表明した国際連合憲章が起草され、同年6月26日に署名されました。国連憲章は同年10月24日に発効、これが国連創設の日となり、現在も「国連デー」として世界各国で祝われています。国連憲章は、国連の目的として、国際の平和及び安全の維持、諸国間の友好関係の発展、国際問題の解決、人権及び基本的自由の尊重の促進について、国際協力の達成等を謳い、同時に主権平等や紛争の平和的解決、武力の不行使を始めとする原則を規定しました。

創設時の加盟国は51か国でしたが、2025年時点では193か国が加盟し、国連は唯一無二の普遍的な国際機関として、国際の平和と安全や地球規模課題への取組を続けています。平和維持活動、人道援助、持続可能な開発など多岐にわたる活動を展開し、時代ごとにその役割を拡大、深化させてきました。

■ 国連創設80周年と国連改革

2025年、創設80周年を迎えた国連は、激変する国際情勢と複雑化する地球規模課題に対応するため、組織の根本的な改革に乗り出しています。その中心となるのが「UN80イニシアティブ」です。これは、3月11日にグテーレス国連事務総長が提唱した、国連システム全体に係る改革であり、より強力で効果的な、21世紀にふさわしい国連の実現を目指す取組です。UN80イニシアティブは、「効率化」、「マンドートの実施状況の見直し」、「組織再編」の三つの柱（ワークストリーム）で構成されており、より機能する国連の実現に向けて、国連事務局と加盟国により、改革の議論が進められています。

国連改革の取組はUN80イニシアティブに限りません。国際社会が直面する諸課題に対して国連がより効果的に対応できるようになるためには、安保理改革も必要です。2024年9月に国連総会で行われた「未来サミット」において、全世界の首脳が安保理を改革する緊急の必要性を訴えたように、国際社会の現実を反映した安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性及び代表性を向上させるべきとの認識が広く共有されています。

80年という長い年月において、国際社会が大きく変化する中、国連はその時々課題に向き合い、改革と進化を重ねてきました。創設から80年を迎える今、国連は、次の世代のための変革をより一層求められています。



UN80イニシアティブを発表するグテーレス国連事務総長（3月12日、米国・ニューヨーク 写真提供：国連）

は、開発に対する日本の姿勢について、協力対象国の視点に立ったものであり、高く評価するとの発言があった。

岩屋外務大臣は、G7外相会合、日米韓外相会合、G20外相会合、自らが議長を務めた安保理改革に関するG4外相会合、イスラエル・パレスチナ問題に関する二国家解決ハイレベル国際会合など、約30の会合や会談等を行った。各国との会談等を通じ、国連を中核とした多国間主義を推進し、国際の平和と安全の実現及び維持に積極的に貢献していくとの日本の立場・取組を発信するとともに、同志国間及び多国間の会合や各国外相との会談等を通じ、インド太平洋地域やウクライナ・中東情勢を始めとする地域・国際情勢や、国際社会の喫緊の課題について、各国との緊密な連携を確認した。

(3) 国連安全保障理事会(国連安保理)、安保理改革

ア 国連安保理

国連安保理は、国連の中で、国際の平和と安全の維持に主要な責任を有する機関であり、5か国の常任理事国と、国連加盟国により選出される10か国の非常任理事国(任期2年)から構成される。その扱う議題は、紛争の平和的解決への取組、大量破壊兵器の拡散やテロへの対処から、平和構築、女性・平和・安全保障など幅広い分野に及んでおり、近年は気候変動や食料安全保障などの新しいテーマも取り上げられている。国連平和維持活動(PKO)や国連特別政治ミッション(SPM)の活動内容を定める権限も持つ。

イ 安保理改革

国際社会の構図の大きな変化に伴い、国連の機能が多様化した現在でも、国連安保理の構成は、国連発足以来ほとんど変化していない。2022年2月のロシアによるウクライナ侵略の事態に対し、国連安保理ではこれを非難し、ロシア軍の撤退を求める決議案が投票に付された

が、ロシアの拒否権行使により採択されず、国連安保理で協調した対応がとれなかった。このことは、国連安保理がロシアのウクライナ侵略などの事態に対して有効に機能できていないことを如実に示した。国際社会では、安保理改革を早期に実現し、その正統性、代表性及び実効性を向上させるべきとの認識が共有されている。

日本は、国連を通じて国際の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任理事国双方の拡大を通じた安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行ってきている。

ウ 安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から国連総会の下で安保理改革に関する政府間交渉(IGN)⁽⁶⁷⁾が行われている。国連総会第79回会期は、2024年11月から2025年6月にかけて6回の会合が実施された。同会期中には、IGN共同議長のイニシアティブにより、各加盟国・グループによる議席配分、拒否権や作業方法などの各種提案に関する具体的議論が行われた。10月、ベアボック第80回国連総会議長は、政府間交渉の共同議長にクウェート及びオランダの国連常駐代表を任命した(クウェートの国連常駐代表は再任命)。



安保理改革に関するG4(ブラジル、日本、インド、ドイツ)外相会合(9月25日、米国・ニューヨーク)

(67) IGN : Inter-Governmental Negotiations

日本は、安保理改革の推進のために協力するグループであるG4（日本、ブラジル、ドイツ及びインド）の取組を重視している。岩屋外務大臣は、9月の国連総会ハイレベルウィークの際にG4外相会合を主催した。同会合では、「未来のための約束」⁽⁶⁸⁾で全世界の首脳が安保理改革の緊急の必要性を訴えたことを歓迎しつつ、アフリカや米国を含む関係国と連携しながら、国連創設80周年の節目に、早期の具体的な成果を目指すことで一致した。日本は引き続き、多くの国々と緊密に連携しつつ、安保理改革の実現に向けて粘り強く取り組んでいく。

(4) 国連の組織面（マネージメント）

ア マネージメント

グテーレス国連事務総長は、平和への取組及び開発とともに国連のマネージメント改革を優先課題として位置付け、グローバル・ガバナンス向上に引き続き取り組んでいる。また、2021年に「我々のコモンアジェンダ」報告書を発出し、2024年には同事務総長の発案である未来サミットを開催するなど、国連を新たな時代に適応させるための具体策を提案しており、日本は、改革の目的を支持し、国連が一層効率的・効果的に任務を果たすよう求めてきている。2025年3月、同事務総長は国連改革のための「UN80イニシアティブ」を提唱し、創設80周年を迎えた国連をより強力で効果的な、21世紀にふさわしいものとするため、国連のポストや予算の削減などの改革案を提起した。

イ 予算

国連の予算は、一般的な活動経費である通常予算（1月から12月までの単年予算）と、PKO活動に関するPKO予算（7月から翌年6

月までの単年予算）で構成されている。

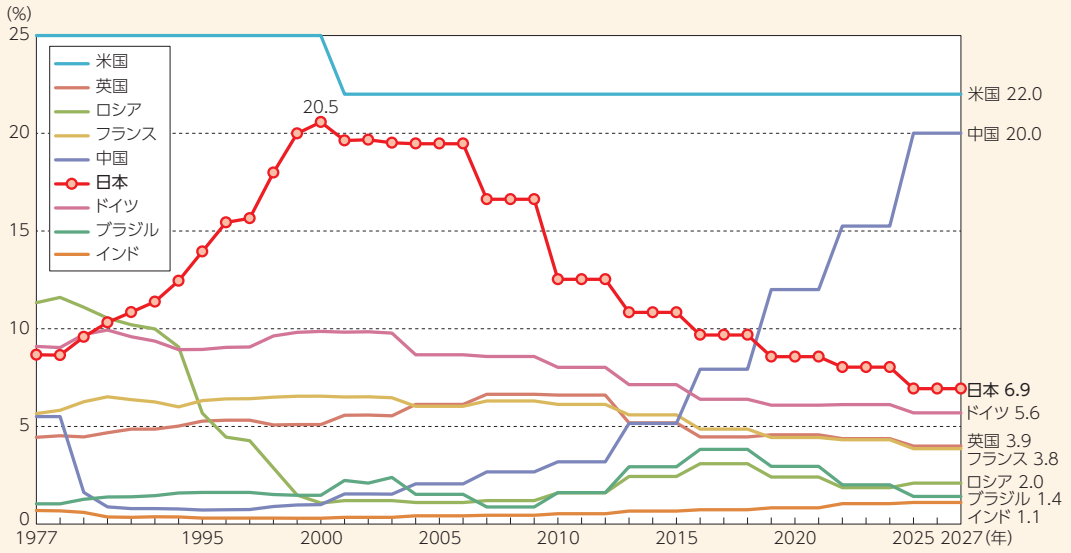
通常予算については、12月、国連総会において、2026年予算として約34.5億ドルの予算が承認された。「UN80イニシアティブ」の一環として、前年比約9.6%予算が削減され、約2,600ポストが削減された。また、PKO予算については、6月に2025年／2026年の予算が承認され、予算総額は約53.9億ドルとなった。

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金については、日本は、米国、中国に次ぐ第3位の分担金負担国として、2025年通常予算分担金として約2億3,723万ドル、2025／2026年PKO分担金として約3億7,326万ドルを負担しており、主要拠出国の立場から、国連が予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行ってきている。なお、分担金の算出根拠となる分担率は加盟国の財政負担能力に応じて3年ごとに改定されており、2024年末に改定された日本の分担率（2025年－2027年）は、米国、中国に次ぐ6.930%となった。

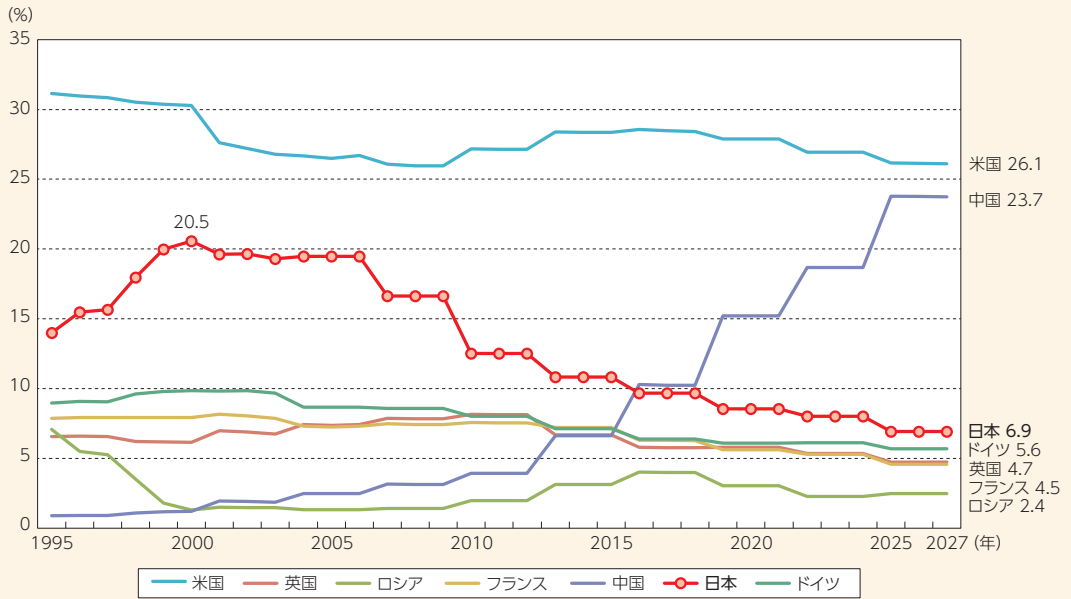
また、国連の行財政を支える主な機関として、国連行財政問題諮問委員会（ACABQ）及び分担金委員会（COC）がある。二つの委員会は個人資格の委員から構成される国連総会付属の常設委員会であり、ACABQは国連の行財政問題全般について審査し、国連総会に勧告を行う一方、COCは、国連総会における通常予算分担率の決定に先立ち、全加盟国の分担率案を作成し、国連総会に勧告する重要な役割を担っている。日本はこれらの委員会に継続的に委員を輩出している。

(68) 「未来のための約束（Pact for the Future）」：2024年9月の国連総会で開催された「未来サミット」で採択された成果文書。法の支配や人間の尊厳、「核兵器のない世界」の実現などに加え、安保理改革について首脳レベルで初めて具体的な内容が盛り込まれた。

■ 主要国の国連分担率の推移



■ 主要国のPKO分担率の推移



6 国際社会における法の支配

「法の支配」とは、一般に、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、国際社会の平和と安定に資するものであり、友好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基盤となっている。国際社会においては、法の支配の下、力による支配を許さず、全ての国が国際法を誠実に遵守しなければならず、力又は威圧による一方的な現状変更の試みは決して認められてはならない。日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の一つとして推進し、様々な分野におけるルール作りとその適切な実施に尽力している。

(1) 日本の外交における法の支配の強化

日本は、国際会議を含む様々な機会を通じ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を各国と確認しているほか、様々な分野におけるルール形成に積極的に参画することで、新たな国際法秩序の形成・発展に貢献している。また、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力しているほか、法制度整備支援や国際法関連の行事の開催など法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。

ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢を受け、国際の平和と安全に向けて法の支配を強化することは一層重要になっている。6月、岩屋外務大臣は、ハーグ（オランダ）において、岩澤雄司国際司法裁判所（ICJ）⁽⁶⁹⁾ 所長及び赤根智子国際刑事裁判所（ICC）⁽⁷⁰⁾ 所長と会談した。岩屋外務大臣は、国際社会における法の支配を

強化する上でICJ及びICCの役割は重要であり、日本は両裁判所の活動を今後とも支援していくと述べ、岩屋外務大臣及び両所長は、国際社会における法の支配の維持・強化に向けて引き続き連携・協力していくことを確認した。また、岩澤ICJ所長の帰国の際に茂木外務大臣（12月）及び高市総理大臣（2026年1月）が、赤根ICC所長の帰国の際に岩屋外務大臣（8月）、高市総理大臣及び茂木外務大臣（2026年1月）がそれぞれ表敬を受け、国際社会における法の支配の維持・強化に向けて連携していくことを確認した。

ア 紛争の平和的解決

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進するため、国連の主要な司法機関であるICJの強制管轄権を受諾⁽⁷¹⁾しているほか、人材面・財政面の協力を含め、国際社会における法の支配の確立に向けた建設的な協力を行っている。例えば、日本はICC及び常設仲裁裁判所（PCA）⁽⁷²⁾への主要な財政貢献国である。3月には岩澤裁判官がICJ裁判所長に選出された。2025年現在、ICJの岩澤所長（2018年からICJ裁判官、2025年3月、所長に選出）、国際海洋法裁判所（ITLOS）⁽⁷³⁾の堀之内秀久裁判官（2023年から現職）、ICCの赤根所長（2018年からICC裁判官、2024年3月、所長に選出）などを輩出し、また、国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている。さらに、外務省は、将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のために、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じて、国際裁判機関などでインターン

(69) ICJ : International Court of Justice

(70) ICC : International Criminal Court

(71) ICJ規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在、日本を含めて74か国が宣言しているにとどまる（2025年末時点）。

(72) PCA : Permanent Court of Arbitration

(73) ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea

シップを行う日本人を積極的に支援している。

同時に、外務省は、国際裁判に臨む体制を一層強化するため、国際裁判手続に関する知見の増進を図り、主要な国際裁判で活躍する国内外の法律家や法律事務所との関係強化などを通じて国際裁判に強い組織作りに取り組んでいる。経済分野においても、近年、世界貿易機関(WTO)⁽⁷⁴⁾協定、経済連携協定(EPA)⁽⁷⁵⁾及び投資協定に基づく紛争解決の重要性が高まっている中で、WTO協定などに基づく紛争の処理に当たり、関係各省庁や外部専門家(国内外の法律事務所・学者など)とも緊密に連携しながら、書面作成、証拠の取扱い、口頭弁論などの訟務対応を行っているほか、判例・学説の分析や紛争予防業務などの取組も進めており、紛争処理を戦略的かつ効果的に行うための体制を強化している。

1 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際的なルール形成は、法の支配の強化のための重要な取組の一つである。日本は、各国との共通目的の実現に向けた法的基盤を作るための二国間や多数国間条約の締結を積極的に進めているほか、国連などにおける分野横断的な取組に自らの理念や主張を反映する形で国際法の発展を実現するため、ルール形成の構想段階からイニシアティブを発揮している。具体的には、国連国際法委員会(ILC)⁽⁷⁶⁾や国連総会第6委員会での国際公法分野の法典化作業、また、ハーグ国際私法会議(HCCH)⁽⁷⁷⁾、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)⁽⁷⁸⁾、私法統一国際協会(UNIDROIT)⁽⁷⁹⁾などでの国際私法分野の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際的枠組

みにおけるルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCでは、浅田正彦委員(2023年から現職、同志社大学教授・京都大学名誉教授)が条文草案の審議への参加などを通じて国際法の発展に貢献している。また、HCCH、UNCITRAL及びUNIDROITでは、各種会合に政府代表を派遣し、積極的に議論をリードしている。特に、UNCITRALにおいては、日本は、これまで構成国数の拡大や紛争解決の分野におけるプロジェクトを提案して実現させ、2024年には構成国選挙において当選するなど、委員会設立以来の構成国として存在感を示している。また、HCCHでは、竹下啓介議長(2020年から現職、一橋大学教授)が、国際訴訟競合を含む国際裁判管轄に関する作業部会の議長を務めている。さらに、UNIDROITにおいては、神田秀樹理事(2014年から現職、東京大学名誉教授)が認証カーボンプレジットの法的性質に関する作業部会の議長を務め、カーボンプレジットをめぐる最先端の議論に貢献している。

2 国際協力、人材育成

日本は、法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。国際的な法の支配に加え、国内における法の支配を強化するための国際協力も行っており、例えば、法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援を行っている。また、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)⁽⁸⁰⁾における議論に建設的に参画し、人材面・財政面での協力も行っているほか、欧州評議会(CoE)⁽⁸¹⁾の下で国際公法に関する問題を議論

(74) WTO : World Trade Organization

(75) EPA : Economic Partnership Agreement

(76) ILC : International Law Commission

(77) HCCH : Hague Conference on Private International Law / Conférence de La Haye de droit

(78) UNCITRAL : United Nations Commission on International Trade Law

(79) UNIDROIT : International Institute for the Unification of Private Law

(80) AALCO : Asian-African Legal Consultative Organization

(81) CoE : Council of Europe

する国際公法法律顧問委員会（CAHDI）⁽⁸²⁾にもオブザーバーとして積極的に参画している。さらに、8月、外務省は、2023年以来毎年実施している国際法人育成の取組として、アジア・アフリカの行政官、日本の弁護士や国際法研究者を対象に、国際法に関する実務家向けの研修を提供する「東京国際法セミナー」を開催した。また、日本を含むアジア諸国の学生に紛争の平和的解決の重要性などの啓発を行い、次世代の国際法人材の育成と交流を強化する目的で開催している国際法模擬裁判「アジア・カップ」については、「東京国際法セミナー」の一環として「2025年アジア・カップ」を開催した。

(2) 海洋分野における取組

海洋国家である日本にとって、法の支配に基づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題である。そのため、日本は「海における法の支配の三原則」（(ア) 国家は法に基づいて主張をなすべきこと、(イ) 主張を通すために力や威圧を用いないこと及び(ウ) 紛争解決には平和的收拾を徹底すべきこと）を主張している。

このような海における法の支配の根幹となるのは、国連海洋法条約（UNCLOS）⁽⁸³⁾である。同条約は、日本を含む171か国（日本が国家承認していない地域を含む。2026年2月時点）及びEUが締結しており、公海での航行・上空飛行の自由を始めとする海洋に関する諸原則や、海洋の資源開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。領海や排他的経済水域（EEZ）⁽⁸⁴⁾などを含む海洋における全ての活動はUNCLOSの規定に従って行われるべきとの認識が国際社会で広く共有され、受け入れられている。一層複雑化し多岐にわたる海洋問題に対応していく上で、

普遍的かつ統一的な法的枠組みであるUNCLOSに基づく海洋秩序を維持・強化していくことが重要である。

UNCLOSの目的を達成するため、UNCLOSに基づきいくつかの国際機関などが設置されている。1996年に設置された国際海洋法裁判所（ITLOS）は、海洋に関する紛争の平和的解決と海洋分野での法秩序の維持と発展において、重要な役割を果たしている。特に近年、ITLOSは海洋境界画定や海洋環境保護を含む幅広い分野の事例を扱い、その重要性が増している。日本はITLOSの役割を重視し、設置以来、日本人裁判官を輩出し続けており、現在は、堀之内前UNCLOS担当大使が裁判官を務めている（任期は2023年10月から9年間）。

また、大陸棚限界委員会（CLCS）⁽⁸⁵⁾は、大陸棚延長制度の運用において重要な役割を果たしている。日本は、CLCSの設置以来、委員を輩出し続け（現在の委員は山崎俊嗣東京大学名誉教授・高知大学客員教授（任期は2028年6月15日まで））、また、開発途上国出身委員の会合参加経費を支援する信託基金に拠出するなど、CLCSに対する人材面・財政面での協力を継続している。そのほか、深海底の鉱物資源の管理を主な目的とする国際海底機構（ISA）⁽⁸⁶⁾では、日本は、その設置以来、一貫して理事国を務めている。ISAでは、深海底の鉱物資源の開発に関する規則の策定について審議が行われており、日本は交渉に積極的に参画し、海洋環境の保全と資源の利活用の双方に配慮した開発規則の策定に向けて議論に建設的に貢献した。

さらに、12月、日本は、2023年6月に採択された、UNCLOSに基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（国連公海等生物多様性協定（BBNJ協定）⁽⁸⁷⁾）。2026

(82) CAHDI : Committee of Legal Advisers on Public International Law

(83) UNCLOS : United Nations Convention on the Law of the Sea

(84) EEZ : Exclusive Economic Zone

(85) CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf

(86) ISA : International Seabed Authority

(87) BBNJ協定 : Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction

年1月17日に発効)に加入した。BBNJ協定の発効及び第1回締約国会議の開催に向けた準備委員会の会合が4月及び8月に開催され、日本は、「保全」と「持続可能な利用」のバランスを重視する立場から、議論に積極的に参加した。

(3) 政治・安全保障分野における取組

日本は、日本の外交活動の法的基盤を強化するため、政治・安全保障分野における国際約束の締結に積極的に取り組んでいる。一方の国の部隊が他方の国を訪問して活動を行う際の手続や地位などを定める部隊間協力円滑化協定(RAA)⁽⁸⁸⁾については、9月にフィリピンとの間で発効した。また、自衛隊と外国の軍隊との間の物品・役務の相互提供に係る決済手続などについて定める物品役務相互提供協定(ACSA)⁽⁸⁹⁾については、9月にイタリアとの間で発効し、また、12月にはオランダ及びニュージーランド、2026年1月にはフィリピンとの間でそれぞれ署名した。このほか、移転される防衛装備品や技術の取扱いについて定める防衛装備品・技術移転協定、関係国との間の安全保障に係る秘密情報の共有の基盤となる情報保護協定などの更なる整備を進めた。防衛装備品・技術移転協定については、モンゴルとの間で2024年12月に署名した同協定が1月に発効したほか、11月にスペインとの間で同協定の交渉が実質合意に達した。また、2026年1月にはカナダ、同2月にはバングラデシュとの間で、それぞれ同協定に署名した。情報保護協定については、ウクライナとの間で2024年11月に署名した同協定が6月に発効したほか、カナダとの間で7月に署名した同協定が2026年1月に発効し、また、7月にEUとの間で交渉開始を発表した。

(4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施が引き続き重要である。日本は各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定などの交渉及び署名・締結を行ってきた。また、自由で公正な経済圏を広げ、幅広い経済関係を強化するため、経済連携協定(EPA)などの交渉に積極的に取り組んだ。

二国間のEPAについては、4月に日・インドネシアEPA改正議定書について国会の承認を得たほか、2月に日・バングラデシュEPAへの署名が行われた。また、6月にはWTO協定の約束表の改善(サービス国内規制)に関する確認書が日本について発効し、9月にはWTO協定の漁業補助金に関する協定が発効した。

さらに、日本は日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、WTOの紛争解決制度の活用を図るなど、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、労働、環境、保健、漁業、海事、航空、観光などの社会分野でも、日本の立場が反映されるよう国際約束の交渉に積極的に参画し、また、これを締結している。

例えば、航空分野では、日・チェコ航空協定を7月に締結した。海事分野では、1995年の漁船員訓練、資格証明及び当直基準条約(STCW-F条約)⁽⁹⁰⁾を11月に締結した。環境分野では、BBNJ協定とロンドン条約1996年議定書2009年改正を12月に締結した。

(5) 刑事分野における取組

国際刑事裁判所(ICC)は、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法

(88) RAA : Reciprocal Access Agreement

(89) ACSA : Acquisition and Cross-Servicing Agreement

(90) STCW-F条約 : International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Fishing Vessel Personnel, 1995

に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な協力を行っている。財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2025年現在、分担金全体の約15%を負担している。加えて、ICC加盟以来継続して裁判官を輩出しており、現在、赤根裁判官がICC所長を務めている。予算財務委員会においても、山田潤アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）事務局次長（当時）が議長に選出されるなど、人材面においても、ICCの活動に協力している。また、ICCが国際社会における法の支配の促進に取り組むに当たり、普遍化と実効性の強化が重要になっている。日本は、ICCに対する協力の確保の促進、管轄権の在り方に係る検討、補完性の原則の確立、裁判手続の効率性の確保などについて、締約国会議の作業部会などの場を通じて積極的に取り組んでいる。こうした中、2月以降、米国が一部のICC職員などに対する

制裁を発表した。日本は一貫してICCを支持しており、ICCが独立性を維持し、安全を確保しながら、その活動を全うできるために、何が最も効果的かという観点から、ICCや他の締約国と協力しながら対応を行っている。また、11月には、日本のICCに対する人的貢献の一環として、2026年末に行われるICC裁判官選挙の候補者として、日本の刑事分野の専門家である山内由光法務省法務総合研究所国際連合研修協力部長兼国際司法協力担当大使を指名した。

さらに、日本は国境を越えた犯罪に対処するため、他国との間で必要な証拠の提供などの刑事分野の司法協力を一層確実に行えるようにしている。具体的には、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備のため、刑事共助条約（協定）などの締結を進めている。12月には、カナダとの間で刑事共助条約に署名した。

7 人権

世界各地で多くの人々が厳しい人権状況に置かれている。人権の保護・促進は国際社会の平和と安定の礎である。人権は普遍的な価値であり、達成方法や文化に差異はあっても、人権擁護は全ての国の基本的責務であると日本は認識している。また、深刻な人権侵害に対してはしっかり声を上げるとともに、「対話」と「協力」を基本とし、民主化、人権擁護に向けた努力を行っている国との間では、二国間対話や協力を積み重ねて自主的な取組を促すことが重要であると考えている。加えて日本は、アジアでの橋渡しや社会的弱者の保護といった視点を掲げつつ、二国間対話や国連など多数国間フォーラムへの積極的な参加、国連人権メカニズムとの建設的な対話を通じて、世界の人権状況の改善に向けて取り組んでいる。

2025年は、米国との間で11月に第3回民主主義の強靱性に関する日米戦略対話を開催し

た。本対話では、アジアにおける人権分野の協力に加え、国境を越えた抑圧や監視技術の悪用といった新たな人権課題などについて意見交換を行うとともに、日米間での人権分野における継続的な連携を確認した。また、2月にはブリュッセル（ベルギー）において第27回日EU人権対話、4月にはテヘランにおいて第15回日・イラン人権対話、8月にはプノンペンにおいて第13回日・カンボジア人権対話を開催し、人権分野での双方の取組について情報交換し、また、多国間の場での協力について意見交換を行った。

(1) 国連などにおける取組

ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、1年を通じてジュネーブ（スイス）で会合が開催され（年3回の定期会合）、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、

審議・勧告などを行っている。日本は、2023年までに、理事国を5期務めた。直近では、2023年10月の理事国選挙でも当選し、2024年1月から2026年12月まで理事国を務めている（6期目）。

2月から4月にかけて開催された第58会期のハイレベル・セグメント（各国の主要な代表者による会合）では、生稲晃子外務大臣政務官がステートメントを実施した。生稲外務大臣政務官は、ウクライナ、ガザを含む中東情勢を始め、世界各地で多くの人々が厳しい状況に置かれている中、人権擁護に向け国際社会が対話と協力を続ける重要性を訴えた。また、日本として引き続き、アジアの国々を始めとする世界の人権保護・促進に貢献していく決意を述べるとともに、北朝鮮に対し拉致問題の即時解決を強く求めた。さらに、香港、新疆ウイグル自治区及びチベット自治区を含む中国の人権状況に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行動を求めた。また、同会期では、EU及びオーストラリアが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された（採択は18年連続）。この決議は、北朝鮮に対して、拉致被害者及びその御家族の声に真摯に耳を傾け、速やかに被害者の御家族に対する失踪者の安否及び所在に関する正確、詳細、かつ完全な情報の誠実な提供とともに、特に全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現を改めて強く要求する内容となっている。

9月及び10月の第60会期では、日本が主提案国として提出したカンボジア人権状況決議案が、無投票で採択された。同決議は、カンボジアの人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進するほか、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期を2年間延長する内容となっている。

1 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムであり、例年10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、

人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議での採択を経て、国際社会の規範形成に寄与している。

第80会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が、11月の第3委員会と12月の総会本会議において、無投票で採択された（採択は21年連続）。同決議は、拉致被害者やその御家族も御高齢になり時間的制約のある中、深刻な人権侵害を伴う拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の更なる緊急性及び重要性を改めて強調し、北朝鮮が被害者及びその御家族の声に真摯に耳を傾け、被害者の御家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確、詳細かつ完全な情報の誠実な提供、特に全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現を改めて強く要求する内容となっている。また、同会期では、米国が15か国を代表して共同ステートメントを发出し、ウイグル人やチベット人などの民族的・宗教的少数派への人権侵害に関する信頼できる報告を踏まえ、中国で発生している深刻な人権侵害について継続的な深い懸念を表明するなどした。日本はアジアから唯一、同ステートメントに参加した。

さらに日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や各種人権問題（社会開発、児童の権利など）を含め、人権保護・促進に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

2 「ビジネスと人権」に関する行動計画の実施

日本は、国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」を受け、2020年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を、2022年に業種横断的な「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定したことに加え、2023年4月には公共調達における人権配慮に関する政府の方針についての決定を行い、企業活動における人権尊重の促進に取り組んでいる。2024年5月の関係府省庁施策推進・連絡会議では、

2025年度に期限を迎える行動計画の改定作業に着手することが決定され、2025年12月の同会議で、改定版行動計画が承認され、公表された。また、外務省では、国内外での企業向けセミナーを通じて周知・啓発活動を行うとともに、国際機関とも連携し、日本企業の進出国を中心に、現地の日本企業及びそのサプライヤーに対する研修や、現地政府に対する行動計画の策定・実施支援などを行っている。今後も、関係府省庁と連携しつつ、ステークホルダーと継続的に対話を行いながら、行動計画の着実な実施に取り組んでいく（237ページ 特集参照）。

エ 子どもに対する暴力撲滅パスファインディング 国アジア太平洋地域会合

11月、フィリピンにおいて「子どもに対する暴力撲滅パスファインディング国⁽⁹¹⁾アジア太平洋地域会合」が開催された。本会合では、各国が子どもに対する暴力撲滅に向けた取組状況を共有し、相互交流の強化について議論した。日本もパスファインディング国として参加し、国内施策の現状や見通しについて説明した。

(2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

ア 国際人権法

人権擁護は全ての国の責務であり、日本は、日本が締結している人権諸条約において認められた権利の実現のため、引き続き取り組んでいる。また、人権諸条約における貢献の一つとして、10月、ジュネーブの国連欧州本部で開催

された第20回拷問等禁止条約締約国会合において、拷問禁止委員会委員選挙が行われ、日本から立候補した前田直子氏（名古屋大学大学院法学研究科教授）がトップで再選を果たした（238ページ コラム参照）。

イ 国際人道法

日本は、国内外における国際人道法の履行強化に向けて積極的に取り組んできた。8月にはアジア太平洋国際人道法（IHL）地域会合に参加したほか、国際人道法グローバル・イニシアティブへの参加を表明した。また、国際人道法の啓発の一環として、例年同様、11月には赤十字国際委員会（ICRC）主催の国際人道法模擬裁判・ロールプレイ大会に、裁判官・審査員役として講師を外務省から派遣した。

(3) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、2010年にアジアで初めて第三国定住（難民が、出身国から避難し、一時的に庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）による難民の受入れを開始した。2024年度末時点までに合計135世帯332人を受け入れた。

来日した難民は生活のための語学習得や就職支援サービスを受けるなど、6か月間の定住のための研修を受ける。研修を終えた者は、それぞれの定住先地域で自立した生活を営んでいる。

(91) 子どもに対する暴力撲滅パスファインディング国：子どもに対する暴力撲滅のための有志国のイニシアティブである「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」（現在は「子どもに対する暴力撲滅パスファインディング・グローバル・アライアンス」）への参加国。日本は2018年から「パスファインディング国」（自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことにコミットする国）として、「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の策定や、「子どもに対する暴力撲滅基金」への拠出など、国内外でその活動に積極的に関与している。

特集

SPECIAL
FEATURE「ビジネスと人権」に関する取組の
進展と行動計画の改定

企業活動による社会的影響への関心が高まる中、日本政府は、「ビジネスと人権に関する指導原則」の着実な履行に取り組むため、2020年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020－2025）」（以下、「旧計画」という。）を策定し、指導原則の3本柱である「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」に関する取組を行ってきました。また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定（2022年）、公共調達における人権配慮に関する政府の方針の決定（2023年）、各種ガイダンス作成、セミナーの実施や相談窓口設置などを通じ、企業による人権尊重の取組を後押しした結果、大企業を中心に企業自身による取組も進んできました。

一方、欧米諸国を中心に人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への負の影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）（以下、「人権DD」という。）や情報開示を強化する動きが進み、様々な国・地域にまたがるサプライチェーンを持つ日本企業の対応の必要性がますます高まっています。また、人権DDの実践、効果的な救済メカニズムの認知・利用促進、中小企業や地方への取組の拡大の必要性といった諸課題も出てきています。

こうした背景の下、日本政府は2024年に旧計画の改定に着手しました。改定に当たっては、市民社会や企業、労働組合などの各界の代表の方々幅広い意見が取りまとめられた「ステークホルダー報告書」等で取り上げられた様々な課題、円卓会議・作業部会での議論、その後の関係府省庁における検討・調整を踏まえて骨子案と原案を作成しました。その後、パブリック・コメントを経て、2025年12月のビジネスと人権に関する行動計画実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議において、行動計画の改定版が承認されました。

行動計画改定版は、指導原則の3本柱を前提に、旧計画で掲げられた「国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進」、「『ビジネスと人権』関連政策に係る一貫性の確保」、「日本企業の国際的な競争力と持続可能性の確保・向上」、「持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献」という四つの目標を維持しつつ、これまで関係府省庁が政策領域ごとに、点ないしは線として実施してきた施策を「ビジネスと人権」の観点から、横断的に面として捉え直すことにより、政府が取り組むべき八つの優先分野を明示しています。さらに、企業に対しては、人権DDの導入・実施の具体的な取組を求める記載を拡充しました。

新たな行動計画の実施を通じて、日本企業が国際競争力を高め、持続可能な発展を遂げるとともに、国際社会全体の人権保護・促進に一層貢献することを目指します。



「ビジネスと人権」に関する
行動計画(改定版)の表紙

コラム

COLUMN

拷問禁止委員会活動の今日的意義
—委員再選に当たって—

名古屋大学教授 前田 直子

私は、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（拷問等禁止条約）の下に設置されている拷問禁止委員会の委員を務めています。2021年10月に実施された委員選挙に、日本の初めての候補者として臨み、最多票を頂いて初当選しました（任期：2022年から2025年。2024・2025年は副委員長）。再立候補した2025年10月実施の委員選挙においても最多票を頂き、再選の運びとなりました（任期：2026年－2029年）。

拷問等禁止条約は、1970年代にアジア、アフリカやラテン・アメリカのいくつかの国々において軍事独裁政権や開発独裁体制が生まれ、拷問・強制失踪、司法手続を経ない即決処刑等が横行したことが国際社会において大きな問題となり、それらに実効的に対処するために作成された条約です。同条約は、拷問等禁止宣言（1975年の国連総会で採択）の内容を基礎として起草され、1984年に採択されました。日本は1999年に加入しています。

2024年に拷問等禁止条約の採択から40周年を迎えましたが、様々な紛争を日々目の当たりにしている今日では、紛争下での拷問やそのほかの非人道的取扱いに関する諸問題が山積しています。拷問禁止委員会は、締約国から定期的に提出される報告書の審査や権利侵害を訴える被害者からの通報の審査、実地を含む調査等の手続を通じて、各国における人権侵害の迅速な改善を後押しする役割を果たすことが一層期待されています。

拷問等禁止条約はあらゆる締約国において等しく適用され、普遍的な人権保障体制の一翼を担っていかねばなりません。175の締約国（2025年12月末時点）にはそれぞれの文化・伝統、宗教、国家制度、経済状況等の個別事情がありますが、それらを踏まえてもなお、人権をめぐる分断が先鋭化しないよう、国家や市民社会等との建設的対話を通じて、人権の普遍性や法の支配の重要性について国際社会の理解を深める努力を、一委員として今後も続けていきたいと考えています。

委員は法分野の専門性が求められ、国の代表ではなく個人資格で職務を遂行しますが、2回の選挙活動を通じて、日本という国に対する国際社会の信頼の厚さを実感しました。また拷問禁止委員会は長年にわたり女性委員比率の低さも指摘されてきましたので、女性の活躍推進の観点からも、微力ながら頑張っていきたいと思います。



筆者

8 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント

2022年から続くロシアによるウクライナ侵略や2023年10月以降のガザ情勢は、紛争関連の性的暴力に関する報告の増加に代表されるように、特に女性・女兒に深刻な被害を及ぼしている。さらに、気候変動による台風やハリケーン、洪水、地震、大火災など大規模自然災害の影響は国を問わず世界中で頻発しており、保健や食料・エネルギーへの不安なども拡大し、既存のジェンダー不平等を一層浮き彫りにしている。このため、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進は国内外の平和と繁栄のための最重要課題の一つとして捉える必要がある。より平和で繁栄した社会を実現していく上で、女性・女兒を様々な施策の中心に位置付けることは不可欠であり、あらゆる政策にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」は、国際社会においてますます重要となっている。特に、紛争後の平和構築に至るまでの意思決定の全ての段階において、女性の平等で完全な参画を得ることによって、より持続可能な平和に近づくという考え方である「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security、以下「WPS」という。）の視点が重要である。日本は、政府予算の基礎となる「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる「骨太方針2025）」において、2023年から3年連続してWPSを取り上げた。今後も、女性に関する国際会議の開催や、各国や国際機関などとの連携を通じた開発途上国支援を強力に推進し、WPSを含むジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進に貢献していく。2026年1月15日、高市総理大臣は駐日女性大使の会との懇談において、男女共同参画は、持続的な発展を確保する上で不可欠な要素であると述べるとともに、「女性はリーダーに向いていない」といった偏見を一掃するべく、世界の今と未来のために懸命に働き、結果を出していきたいと述べた。

(1) G7

6月に開催されたG7カナナスキス・サミットにおいては、ジェンダー主流化を促進させるため、複数の首脳声明において、個別分野におけるジェンダー関連の課題への言及が盛り込まれた。例えば、G7重要鉱物行動計画は、鉱業におけるジェンダーに基づく暴力と闘うとしているほか、繁栄のためのAIに関するG7首脳声明では、女兒及びグローバル化によって取り残されたコミュニティの住民のSTEM（科学、技術、工学及び数学）教育追求を促し、あらゆるレベルのAI人材プールにおける女性の割合を高めることにより、経済成長を促進し、人材不足に対処し、機会均等を確保するとしている。

(2) G20

10月にヨハネスブルグ（南アフリカ）で開催されたG20女性活躍担当大臣会合の議長声明には、平和構築及び紛争解決プロセスのあらゆる段階における女性の完全で平等で有意義かつ安全な参画及びリーダーシップを含め、WPSアジェンダは世界の平和及び安全の維持及び促進に不可欠であると認識する、という文言が含まれた。11月に開催されたG20ヨハネスブルグ・サミットの首脳宣言では、女性及び女兒のエンパワーメント並びにジェンダーの平等を達成するための社会的・経済的障壁を緊急に取り除くことに対する完全なコミットメントを再確認し、あらゆるレベルでの意思決定における女性の完全かつ平等で有意義な参画及びリーダーシップを確保すること、全ての女性及び女兒に対する性的暴力及びハラスメントを含むあらゆる形態の暴力並びに公的・私的生活、オンライン・オフライン問わずに発生する暴力を根絶するための行動を加速すること、女性の起業並びに女性主導のビジネス及び協同組合を支援するための経済資源並びに金融及び市場への完全かつ平等なアクセス及び権利を女性が有することを確保するための改革を行うことへの

コミットメントを確認した。また、平和の実行者としての女性の役割を認識する、というWPSの考え方が反映された。

(3) 国際協力における開発途上国の女性支援

日本は、国際協力機構（JICA）や国際機関を通じ、教育支援・人材育成のほか、開発途上国の女性の経済的エンパワーメントやジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた取組を行っている。

ア 教育支援・人材育成

2021年7月に開催された世界教育サミットで、茂木外務大臣がビデオメッセージで、5年間で15億ドル以上の教育支援を表明、また少なくとも750万人の開発途上国の女子に対する質の高い教育及び人材育成の機会の提供の支援を表明し、これを実施してきている。2023年に閣議決定された開発協力大綱にある記載のとおり、「人への投資」の一貫として、質の高い教育、女性・子ども・若者の能力強化や紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえ、引き続き教育分野における取組を協力的に推進する。

イ JICAを通じた女性支援

女性の経済的エンパワーメントを推進するため、女性のビジネス・起業推進をテーマとした本邦研修を、アフリカの8か国から参加者を得て実施したほか、スリランカにおいては女性の起業及びビジネスの振興支援を行った。また、女性の平和と安全の保障を推進するため、カンボジア地域を対象に人身取引対策に携わる関係組織の能力強化を支援し、さらに、ケニアやパキスタンにおいてジェンダーに基づく暴力の被害当事者の保護や自立支援を行う協力及びジェンダーに基づく暴力の撤廃をテーマとした研修を13か国から参加者を得て実施した。

ウ 紛争下の性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題であり、加害者不処罰の終焉^{えん}及び被害者の支援が重要である。21世紀こそ女性の人權侵害のない世界にするため、日本はこの分野に積極的に取り組んでおり、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）⁽⁹²⁾事務所などの国際機関との連携、国際的な議論の場への参加を重視している。2025年、日本はSRSG-SVC事務所に対し、約37万ドルの財政支援を行い、コンゴ民主共和国において、特に国内避難民キャンプや武装集団の影響を受ける地域での法的助言の提供、司法協力の強化などを通じて、性的暴力サバイバーに対する司法へのアクセス強化事業を実施している。また、2018年ノーベル平和賞受賞者であるムクウェゲ医師及びムラド氏が中心となって創設した紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）⁽⁹³⁾に対し、2025年に200万ユーロを追加拠出し、これまでに計1,200万ユーロを拠出した（2025年12月末時点）。また、日本は理事会メンバーとして同基金の運営に積極的に関与している。さらに、国際刑事裁判所（ICC）の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策にも取り組んでいる。このほか、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も行っている。

(4) 国連における取組

ア 女性・平和・安全保障

(Women, Peace and Security : WPS)

日本は、WPSを主要外交政策の一環として力強く推進している。WPSは、2000年に採択された安保理決議第1325号に初めて明記された。この画期的な決議の採択から25周年の2025年に、日本はノルウェーと共にWPSフォーカルポイント・ネットワーク⁽⁹⁴⁾の共同議

(92) SRSG-SVC : Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict

(93) GSF : Global Fund for Survivors of Conflict-Related Sexual Violence

(94) WPS フォーカルポイント・ネットワークは、WPS 推進のための国連加盟国間の最大のネットワークで、教訓や好事例を共有する。政府以外に地域機構も参加しており、2025年12月時点、96か国・10地域機構の合計106のメンバーが参加

長を務め、東京での首都レベル会合や国連ハイレベルウィーク中のハイレベル・サイドイベントなどの開催を通じて国際社会におけるWPS推進に係る議論を牽引してきた。また、2023年に改訂した第3次「女性・平和・安全保障行動計画」(女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号及びその関連決議の履行に向けた行動計画)に沿って、主にUN WomenやSRSG-SVC事務所などの国際機関への拠出により、中東、アフリカ、アジア地域においてWPSに関するプロジェクトを実施している。

④ 国連女性機関 (UN Women) との連携

日本は、UN Womenを通じて、開発途上国の女性・女兒に対し、平和構築及び復興プロセスに参画するための能力強化を行うなど、WPSに関するプロジェクトを実施している。また、生計支援や起業支援などの経済的なエンパワーメント、ジェンダーに基づく暴力の被害を受けた女性に対する支援などに取り組んでいる。このほか、紛争、自然災害の影響を受けた女性・女兒に対する生活必需品の提供、雇用創出・職業訓練を通じた女性の経済的エンパワーメント支援も実施している。さらに、日本は、12月のバフースUN Women事務局長の招へいなどを通じて、UN Womenとの連携を強化している。

⑤ 国連女性の地位委員会 (CSW)⁽⁹⁵⁾

3月に開催された第69回国連女性の地位委員会 (CSW69) には13,000を超える各国代表者や市民団体の代表者が参加し、過去最大規模の会議となった。同会議は、北京宣言及び行動綱領が採択されて30年となる節目に合わせ、北京宣言と行動綱領及び第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況に関するレビューと評価をテーマに実施された。日本からは、英利アルフィヤ外務大臣政務官が閣僚級ラウンドテーブルにおいて、ジェンダー平

等の達成に向けた日本の取組として「男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針」の策定、民間セクター及び市民社会との協働、加えてWPSの推進について発言した。また一般討論においては、日本は引き続き国連機関や市民社会を始めとした様々なステークホルダーと連携しながら、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに貢献していくと発言した。

(5) 女子差別撤廃委員会 (CEDAW)⁽⁹⁶⁾

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃委員会 (23人で構成 (個人資格)) に委員を輩出している。2024年10月には、日本における女子差別撤廃条約の実施状況に関する第9回政府報告 (2021年9月提出) について、ジュネーブ (スイス) で政府報告審査が開催され、岡田内閣府男女共同参画局長を団長とする関係省庁で構成される政府代表団から、第9回報告以降の各分野の実施状況につき説明した。⁽⁹⁷⁾

(6) ジェンダー次世代ネットワーク・プログラム

外務省では、日本がアジアを中心に世界と共にジェンダー平等を推進し、多様性と包摂性に富んだ柔軟で強靱な将来社会を実現するため、2025年度から新たに「ジェンダー次世代ネットワーク・プログラム」を実施し、ジェンダー分野を牽引する次世代の育成に取り組んでいる。本プログラムの一環として12月10日に国連大学で開催したジェンダー次世代フォーラムでは、堀井 巖^{いわお} 外務副大臣が開会挨拶を行うとともに、バフースUN Women事務局長が基調講演を行った。続くセッションでは、それぞれ女性参画及びジェンダー・バイアス (性別役割意識) をテーマとするパネルディスカッションが行われた。さらに、本プログラムの下で2025年に海外の研究機関に派遣された若手研究者による報告も行われた。

(95) CSW : United Nations Commission on the Status of Women

(96) CEDAW : Committee on the Elimination of Discrimination against Women

(97) 第9回日本定期報告に関する最終見解に対する日本の意見は外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100773591.pdf>

(97)



特集

SPECIAL
FEATURE

女性・平和・安全保障 (WPS) 25周年の取組

2025年は、女性・平和・安全保障 (WPS) に関する安保理決議第1325号の採択から25周年です。その節目の年に、日本は、ノルウェーと共にWPSフォーカルポイント・ネットワークの共同議長に就任し、国際的なWPSに関する議論を牽引しました。また、日本がアジアを中心に世界と共にジェンダー平等 (持続可能な開発目標 (SDGs) 目標5) を推進し、多様性と包摂性に富み、新たな課題にも対応できる柔軟で強靱な将来社会を実現するため、ジェンダー次世代ネットワーク・プログラムを開始しました。

■ WPSフォーカルポイント・ネットワーク会合

2月の東京会合では、各国のWPSフォーカルポイントを中心とした参加者によって2日間の議論が行われ、「和平調停・平和構築における女性及び人権擁護者としての女性の役割」、「防災への適用推進を含む更なるWPSアジェンダの展開」、「国家及び地域行動計画の策定及び実施の重要性」の三つのテーマについて、様々な国や地域のグッドプラクティスや経験が共有されました。最終日には、2日間の議論を踏まえたWPSフォーカルポイント・ネットワーク東京会合の成果案が発表され、国際社会が取り組むべき方向性や行動の提言が示されました。また、2日目の午後には一般公開シンポジウム「女性・平和・安全保障25周年：世代を超えた取組に向けて」を開催し、WPSに携わる若者を中心に活発な議論が行われました。



WPSフォーカルポイント・ネットワーク・ハイレベル・サイドイベントに出席した岩屋外務大臣 (9月24日、米国・ニューヨーク)

9月には、ニューヨーク (米国) においてハイレベル・サイドイベントを開催し、岩屋外務大臣を始め、ナンディ＝ングイトワ・ナミビア大統領やアイダ・ノルウェー外相、その他15か国の大臣が出席し、WPSへの政治的なコミットメントが強調されました。岩屋外務大臣は会合冒頭の挨拶において、フォーカルポイント・ネットワークの共同議長としての経験をいかし、今後もWPSを外交政策の主要な柱の一つとして力強く推進し、WPSの国際的な推進に一層貢献していくと述べました。

■ 新たな試みである「ジェンダー次世代フォーラム」の開催

12月、「ジェンダー次世代ネットワーク・プログラム」の一環として、国連大学との共催で、国連女性機関 (UN Women) の協力の下、ジェンダー次世代フォーラムを開催しました。堀井外務副大臣による開会挨拶及びバフスUN Women事務局長による基調講演に続いて、「女性参画」及び「ジェンダー・バイアス (性別役割意識)」をテーマとするパネルディスカッションが行われ、英利アルフィヤ外務大臣政務官もパネリストとして出席し、ジェンダー平等を各界で牽引する若手登壇者により活発な議論が交わされました。



ジェンダー次世代フォーラムの参加者 (12月10日、国連大学)

外務省は、ジェンダー次世代ネットワーク・プログラムを始めとする様々な機会を通して、ジェンダー平等推進の担い手となる実務家や若者による研究・議論を促進し、様々な施策にジェンダーの視点を反映するとともに、国内外でのSDGs及び男女共同参画社会の推進に貢献する次世代の育成に取り組んでいきます。